

令和7年度 第1回 野田市公共下水道運営審議会次第

日 時 令和7年5月9日（金）

午後2時00分から

場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 諮 問

(1) 野田市下水道事業経営戦略の改定について

4 議 題

議案第1号 野田市下水道事業経営戦略の改定について

5 その他

6 閉 会

議案第 1 号

野田市下水道事業経営戦略の改定について

野田市下水道事業経営戦略（案） （令和 8 年度～令和 17 年度）

令和 8 年 3 月

野 田 市 建 設 局 土 木 部 下 水 道 課

目 次

第1章	野田市下水道事業経営戦略の改定に当たって	1
1	経営戦略改定の目的	1
2	経営戦略の位置づけ	1
3	計画期間	1
第2章	下水道事業の現状	2
1	事業概要	2
(1)	野田市の概況	2
(2)	野田市下水道事業の概要	3
2	整備状況	4
(1)	整備状況	4
(2)	管渠施設 かんきょ	5
(3)	ポンプ場施設	5
3	経営の状況	6
4	組織の状況	8
5	民間活用の状況	9
第3章	将来の事業環境	10
1	行政区域内人口	10
2	処理区域内人口	11
3	水洗化人口	12
4	有収水量	13
5	使用料収入	14
6	施設の見通し	15
(1)	老朽化対策	15
(2)	地震対策	15
(3)	浸水対策	15
7	組織の見通し	16
8	民間活用の見通し	16
(1)	ウォーターPPPについて	16
(2)	野田市におけるウォーターPPPの活用について	17
第4章	下水道事業の課題の抽出	18
1	財務指標推移分析及び近隣市との比較	18
(1)	経営の効率性に関する指標	18

(2) 経営の健全性に関する指標.....	20
(3) 自己財源以外への依存度に関する指標.....	22
(4) 施設の効率性に関する指標.....	23
(5) 老朽化の状況に関する指標.....	24
2 課題の整理	26
第5章 経営の基本方針	27
1 基本理念	27
2 前回目標の振り返り	28
3 基本目標と達成のための施策.....	29
第6章 目標実現に向けた取組	31
1 環境保全	31
(1) 未普及地区の解消	31
2 安全・安心	31
(1) 浸水に対する備え	31
(2) 地震に対する備え	31
(3) 施設の老朽化・不明水対策.....	31
3 安定	31
(1) 経営の安定化	31
(2) 管理体制の効率化	31
(3) 広報活動	32
第7章 投資・財政計画	33
1 投資に関する条件	33
(1) 污水施設整備	33
(2) 雨水施設整備	33
(3) 地震対策	33
(4) 改築更新	33
2 収支項目に関する条件	36
(1) 主な前提・考え方	36
3 投資財政計画	38
(1) 収益的収支の見通し	38
(2) 資本的収支の見通し	38
(3) 資金残高の見通し	39
(4) 企業債の見通し	39
(5) 経費回収率の見通し	40

(6) 収支ギャップ解消に向けた将来シミュレーション	40
(7) 原価計算表の概要	42
(8) 原価計算表	43
(9) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 ..	44
(10) 経費回収率及び流動比率の向上に向けたロードマップ	45
第8章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	46
【別紙】投資・財政計画（使用料改定を行う場合）	47

第1章 野田市下水道事業経営戦略の改定に当たって

1 経営戦略改定の目的

野田市（以下「本市」といいます。）の下水道は、市街地の雨水排除、浸水対策及び公共用水域の水質汚濁の防止を目的として、昭和48年度に事業計画を策定し、以降都市の発展に併せて鋭意施設の整備を進めてきました。

近年、本市の行政人口は減少傾向ではありますが、公共用水域の水質を保全するために引き続き下水道施設の整備が求められています。また、多発するゲリラ豪雨等による浸水被害から市民の生命と財産を守ることも下水道の重要な役割の一つであり、雨水施設の整備も着実に進めていく必要があります。

このような状況の中、将来にわたって下水道事業を継続していくため、中長期を見据えた経営戦略を改定し、これに基づいて下水道事業を経営することで、経営基盤の更なる強化を図るものです。

2 経営戦略の位置づけ

本市の経営戦略改定に当たっては、図1のとおり、各種計画と整合を図るものとします。

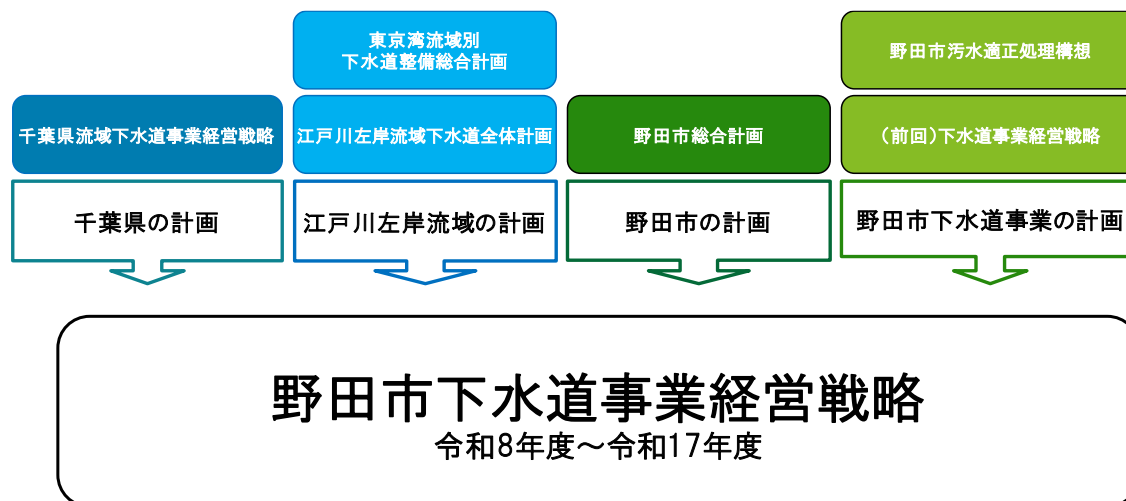


図1 経営戦略の位置付け

3 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

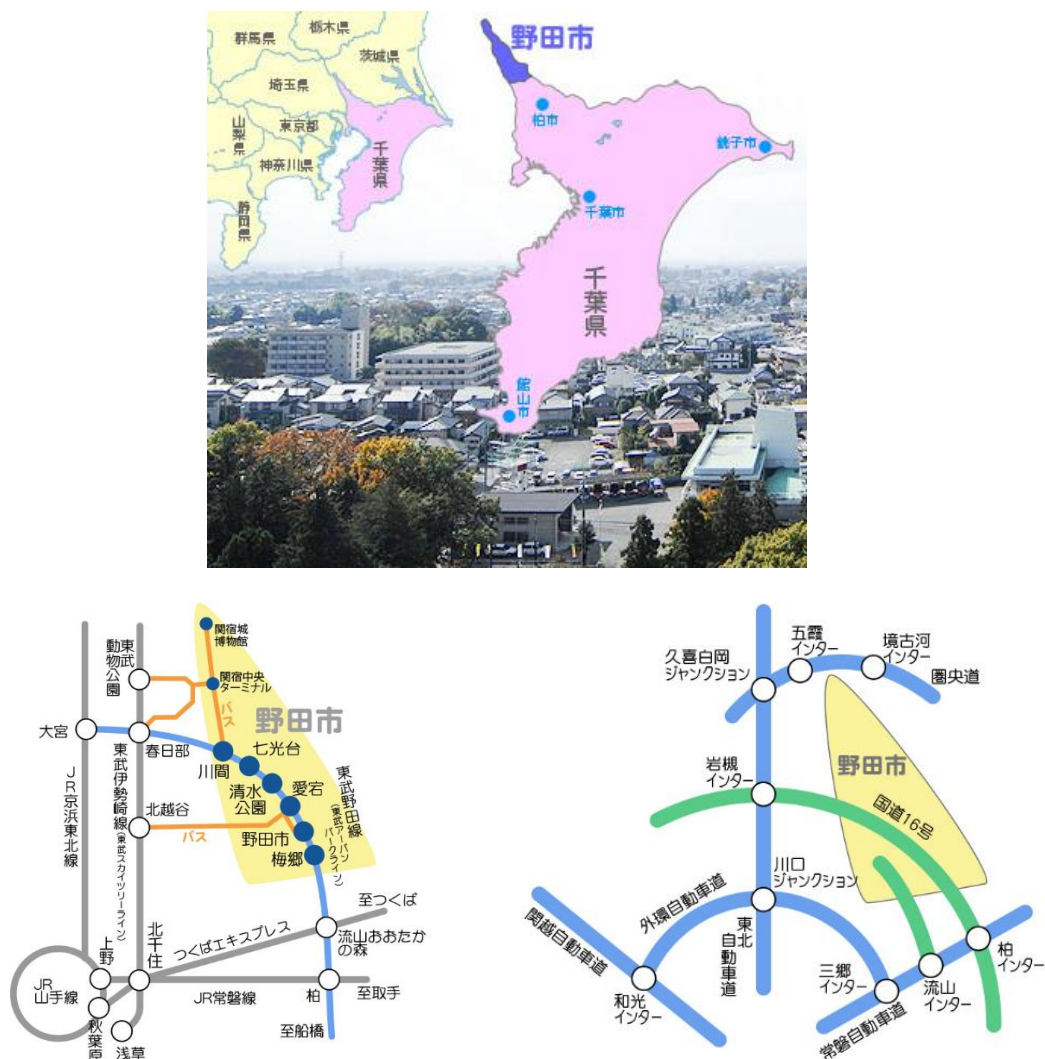
第2章 下水道事業の現状

1 事業概要

(1) 野田市の概況

本市は、平成15年6月に旧野田市と旧関宿町が合併し誕生しました。本市は関東平野のほぼ中心に位置し、東京都心部から約30km、県都千葉市から約45kmの距離に位置しています。また、市の最北端部で利根川、江戸川が分流し、東を利根川、西を江戸川、南を利根運河と三方を河川に囲まれて水運に恵まれていたことから、古くから発展してきました。

南北約20kmと細長い地形を呈している本市の都市構造を支える道路網は、南北軸として国道16号、県道結城野田線、県道松戸野田線、県道我孫子関宿線、東西軸として県道つくば野田線、県道越谷野田線、県道境杉戸線があり、市の中心部を東武野田線（東武アーバンパークライン）が南北に走っています。



出典：野田市観光協会 HP

図2 野田市の位置及び交通施設

(2) 野田市下水道事業の概要

本市の下水道事業は、千葉県により策定された江戸川左岸流域下水道計画を上位計画とし、流域関連公共下水道として実施しています。千葉県では、広域的な観点から下水道事業の整備によって水質環境基準を満たす必要があったことから、昭和 48 年に江戸川左岸流域下水道計画を策定しました。その構成市として 8 市（野田市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市）が各市の下水道事業を推進しています。

本市の公共下水道の汚水処理は、本市が江戸川左岸流域下水道の最上流部に位置しており、流域幹線の施設整備が処理施設に近い下流側から整備が進められたため、昭和 62 年度に中野台付近から供用開始となり、中央地区、南部地区、尾崎地区、七光台地区、山崎地区と整備区域を拡大してきました。また、平成 15 年 6 月 6 日の関宿町との合併により台町地区、はやま地区、次木・親野井地区、東宝珠花地区なども整備区域となり、下水道普及率は令和 5 年度現在で 72.3%となっています。なお、本市は、江戸川左岸流域下水道に接続しており、終末処理場は有していません。

表 1 野田市下水道事業の概要

項目	全体計画	事業計画
計画目標年次	令和 31 年度	令和 13 年度
下水道計画区域面積	4,184.3ha	2,828ha
下水道計画人口	118,800 人	100,600 人
計画汚水量(日最大)	68,800 m ³ /日	53,920 m ³ /日
処理分区	16 処理分区	同左
排水区	74 排水区	同左
ポンプ場	汚水 3 箇所 雨水 3 箇所	汚水 3 箇所 雨水 1 箇所

出典：野田市江戸川左岸流域関連公共下水道事業計画 協議申出書（第 24 次変更） 令和 6 年 12 月

2 整備状況

(1) 整備状況

令和2年度から令和5年度までの整備状況の推移を表2に示します。

整備率は毎年着実に向上し、これに伴い、水洗化人口及び有収水量（下水道使用料の徴収対象となる汚水量）も増加しています。

表2 整備状況の推移

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備面積	ha	1,830	1,845	1,866	1,878
整備率	%	43.7	44.1	44.6	44.9
行政区域内人口	人	153,993	153,529	153,600	153,656
処理区域内人口	人	106,708	108,192	109,481	111,080
普及率	%	69.3	70.5	71.3	72.3
水洗化人口	人	99,475	100,792	102,389	104,303
水洗化率	%	93.2	93.2	93.5	93.9
年間処理水量	m ³	11,717,817	12,014,392	11,842,122	11,732,684
有収水量	m ³	9,419,543	9,573,678	9,527,812	9,565,454
有収率	%	80.4	79.7	80.5	81.5

出典：公営企業年鑑（又は地方公営企業決算状況調査）

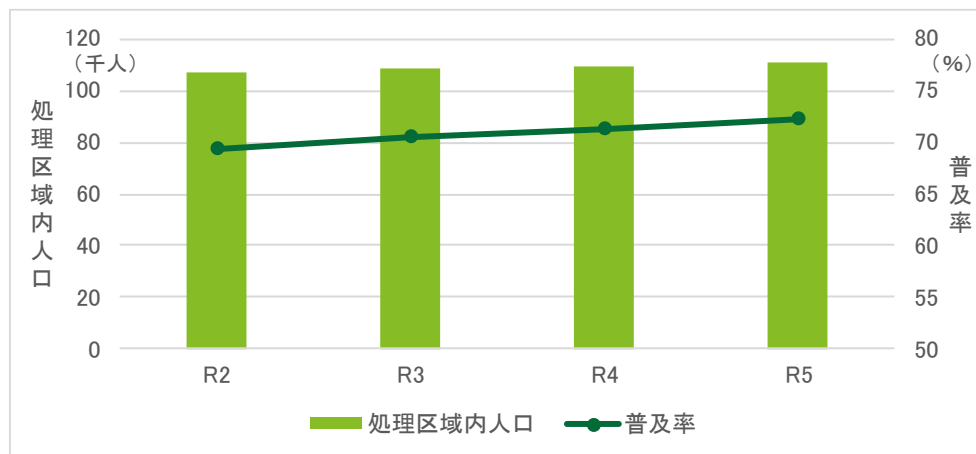


図3 処理区域内人口と普及率の推移

(2) かんきょ 管渠施設

令和 5 年度末時点の管渠整備延長は、汚水管約 489km、雨水管約 135km、合計 624km となっています。

年度別の布設延長を図 4 に示します。

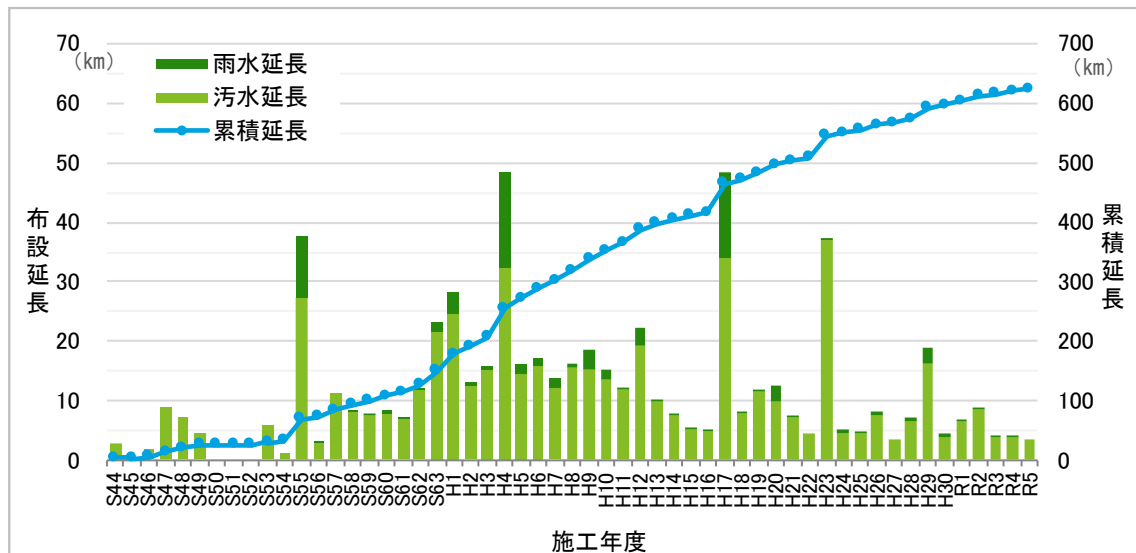


図 4 年度別管渠布設延長

(3) ポンプ場施設

本市の下水道には、汚水中継ポンプ場が 3 箇所、雨水ポンプ場が 1 箇所あります。

それぞれのポンプ場の概要を表 3 に示します。

表 3 ポンプ場施設概要

区分	施設名	処理分区	揚水量
汚水	川間南汚水中継ポンプ場	野田市岩名二丁目	3.10m ³ /min
汚水	平井汚水中継ポンプ場	野田市平井字根松	9.40m ³ /min
雨水	浅間下排水ポンプ場	野田市大字中野台字浅間下及び 上花輪字浅間下	360m ³ /min
汚水	桐ヶ作汚水中継ポンプ場	野田市桐ヶ作字下原	4.00m ³ /min

出典：野田市江戸川左岸流域関連公共下水道事業計画 協議申出書（第 24 次変更） 令和 6 年 12 月

3 経営の状況

下水道使用料は、使用する用途により計算方法が異なり、一般用では、基本使用料と排除量に応じた従量使用料を合算した額となります。

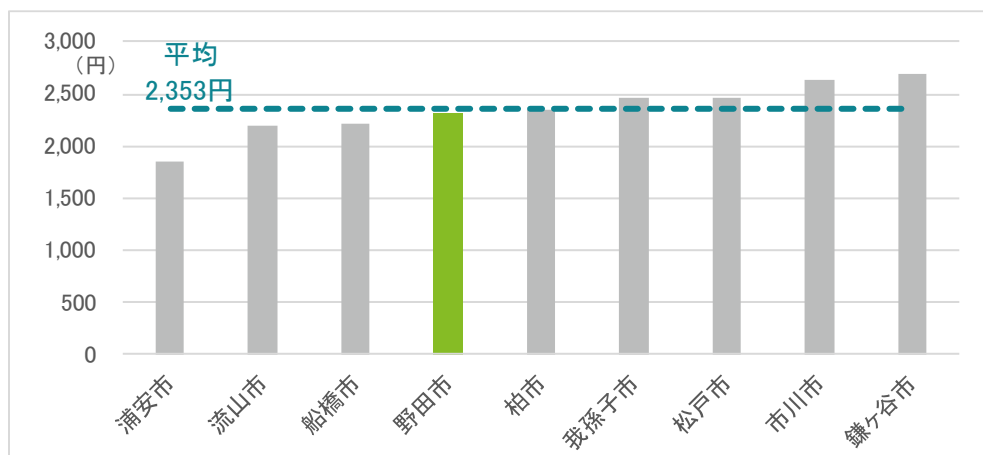
現行の使用料体系は表 4 に示すとおりです。本市は、普及率向上のため昭和 62 年に設定した下水道使用料を 20 年間変更せず、市の財政を圧迫していたため、平成 20 年度から平成 22 年度にかけて段階的に使用料改定を行いました。

また、近隣市における 1 箇月 20m³ 当たりの一般家庭用使用料は図 5 に示すとおりです。本市は近隣市 8 市のうち 4 番目に低く、概ね平均的な使用料設定となっています。なお、近隣市とは本市と同じ江戸川左岸流域に属する 8 市とします。

表 4 下水道使用料（消費税等抜）

		下水道使用料 (2か月使用の場合)
基本使用料	基本使用料20m ³ 以下	1,800円
従量使用料 (1m ³ につき)	21m ³ から40m ³ まで	120円
	41m ³ から60m ³ まで	135円
	61m ³ から100m ³ まで	158円
	101m ³ から200m ³ まで	203円
	201m ³ から1,000m ³ まで	252円
	1,001m ³ から	307円

※1m³=1,000L



※令和 6 年 3 月 31 日現在、消費税率 10%

図 5 千葉県内の近隣市における 1 箇月 20m³ 当たり一般家庭用使用料の比較 (税込)

下水道使用料収入の推移を図 6 に示します。使用料収入は、水洗化人口及び有収水量の伸びに比例して増加傾向にあります。

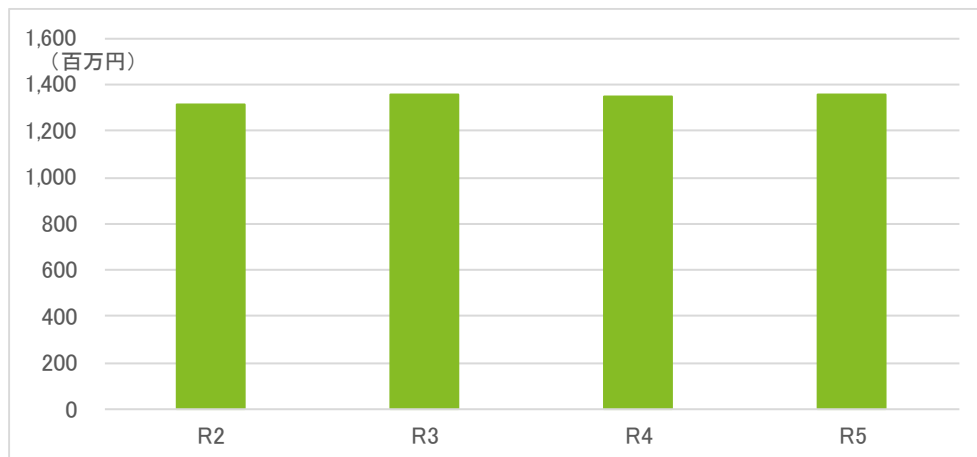


図 6 下水道使用料収入の推移

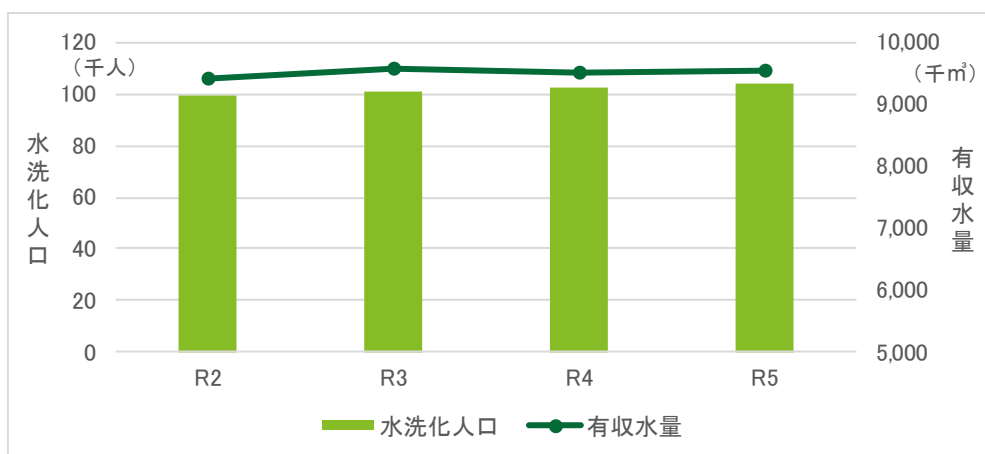


図 7 水洗化人口と有収水量の推移

4 組織の状況

平成 31 年度に経営係が創設され、令和 2 年 4 月 1 日に下水道事業に地方公営企業法を適用する過程の中、下水道課は図 8 に示すとおり現在の組織体制となりました。

下水道課の職員数は、令和 5 年度で 24 名であり、内訳は主として営業活動に従事している損益勘定職員が 16 名、主として施設等の建設改良に従事している資本勘定職員が 8 名となっています。

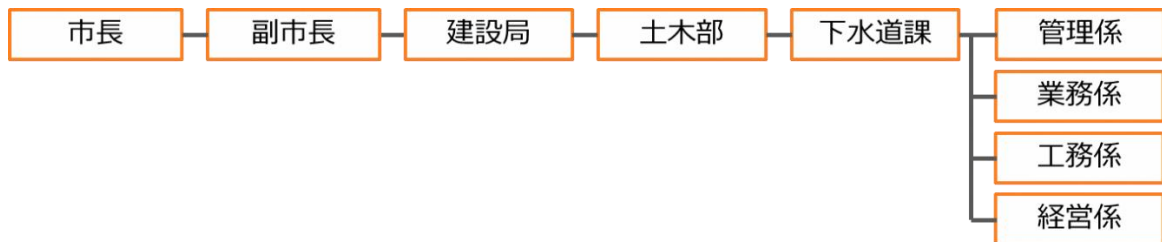


図 8 下水道課組織図

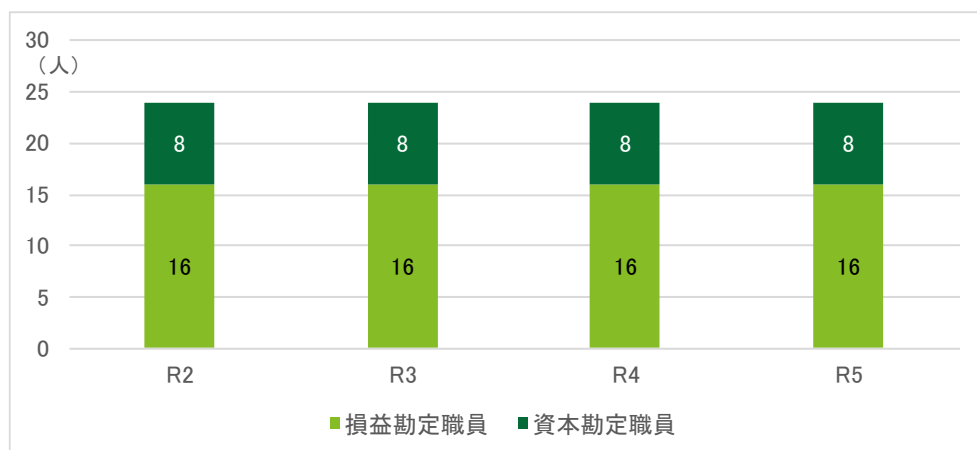


図 9 下水道課職員数の推移

5 民間活用の状況

本市では主に次の業務を民間業者へ委託しています。

- ポンプ場の維持管理
- 下水道使用料徴収

民間業者の技術力を活用することで、維持管理の質を確保するとともに業務の効率化を図っています。今後も民間の能力を活用しつつ、限られた人員で事業運営を実施していく必要があります。

第3章 将来の事業環境

1 行政区域内人口

令和5年度末における行政区域内人口は約15万4千人、普及率は72.3%となっています。行政区域内人口は平成26年度以降減少傾向にあり、令和17年度には約14万5千人まで減少する見通しです。

行政区域内人口＝令和5年度末行政区域内人口を起点とし、国立社会保障・人口問題研究所の5年ごとの推計に令和5年度実績との乖離人数を加味した推計における増減率を乗じた将来人口

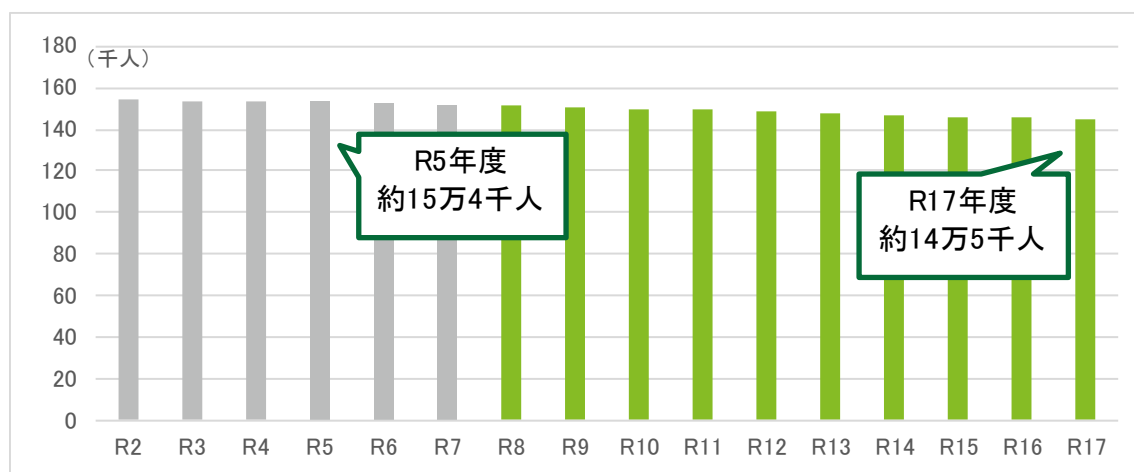


図 10 行政区域内人口の予測

2 処理区域内人口

令和5年度末における処理区域内人口は約11万1千人となっています。普及率が令和16年度まで伸び続けることから、行政区域内人口は減少傾向となるものの、処理区域内人口は約11万2千人に増加する見通しです。

処理区域内人口＝行政区域内人口×普及率

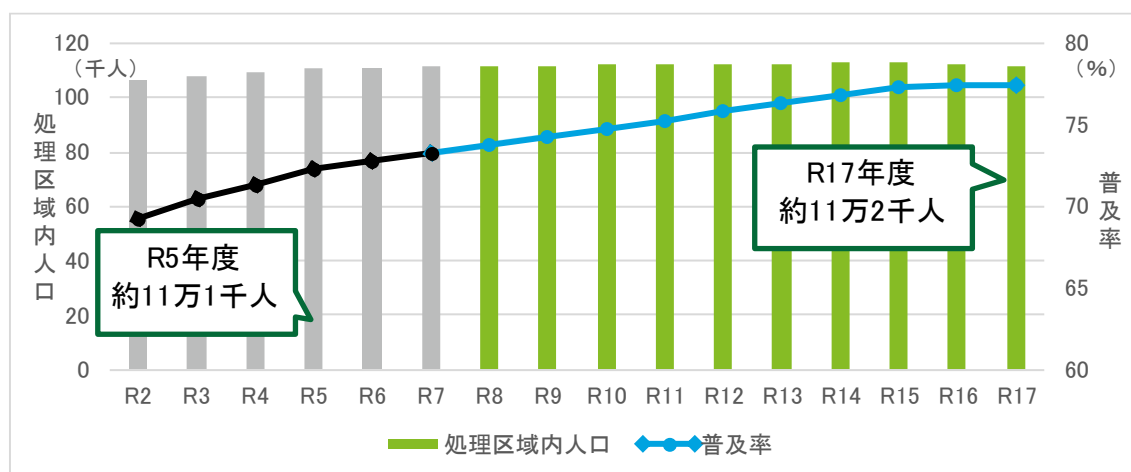


図 11 処理区域内人口の予測

3 水洗化人口

下水道を使用している水洗化人口は、令和5年度末で約10万4千人となっています。今後、処理区域の拡大に伴い、令和17年度の水洗化人口は約10万5千人と約1.0%増加する見通しです。

今後も市街化区域の未普及地域を重点的に下水道管渠^{かんきょ}の整備を進めるとともに、整備済み区域の更なる接続推進を行っていくことで、水洗化率の向上に努めます。

水洗化人口＝処理区域内人口×水洗化率

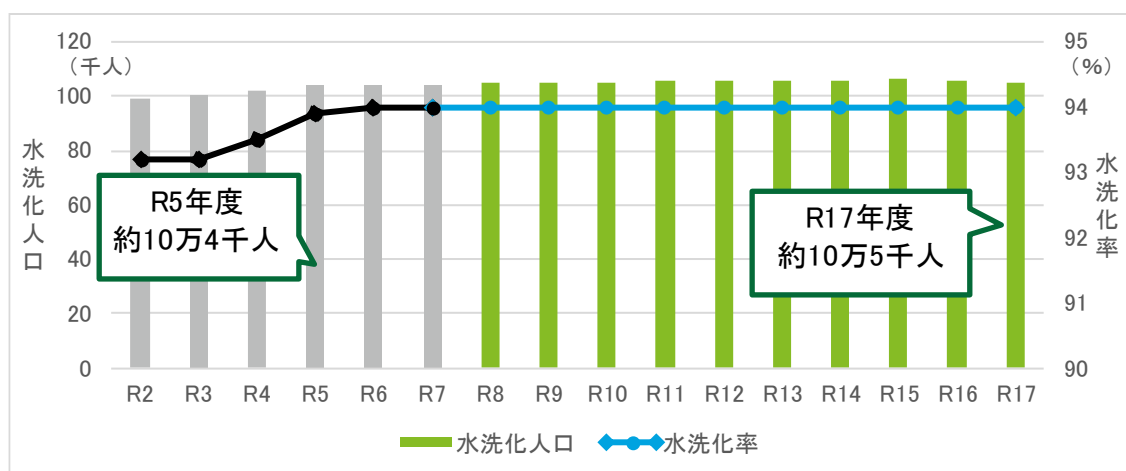


図 12 水洗化人口の予測

4 有収水量

本市の水需要は概ね横ばい、又は微増の傾向にあります。水洗化人口の増加傾向と水需要の予測から、有収水量は令和5年度の約956万5千 m^3 から約0.2%増加し、令和17年度には約958万1千 m^3 となる見通しです。

有収水量（生活用）＝水洗化人口×一人当たり汚水量

※一人当たり汚水量は、令和5年度実績に基づいて算定

※大口の有収水量は、令和2年度から令和5年度までの平均値

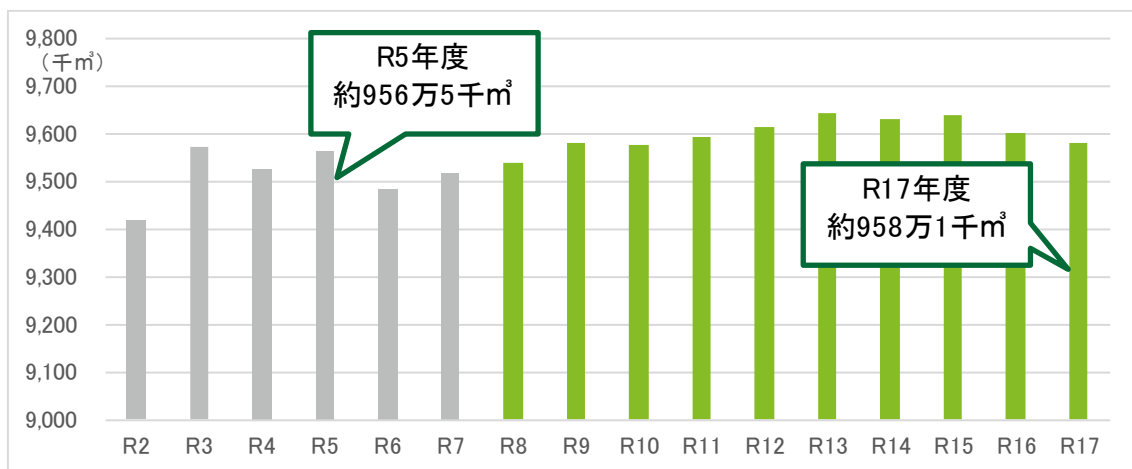


図 13 有収水量の予測

5 使用料収入

使用料収入は、基本的に有収水量の増減に連動します。

有収水量全体では令和5年度から令和17年度に約0.2%増加する見通しですが、本市では、使用料単価の高い大口の有収水量を令和2年度から令和5年度の平均値約116万4千 m^3 で推計しているため、令和5年度の約121万7千 m^3 から令和17年度にかけて約4.4%減少する見込みです。この結果、使用料収入も令和5年度の約13億5,500万円から約0.5%減少し、令和17年度には約13億4,800万円となる見通しです。

使用料収入＝使用料単価×有収水量
※使用料単価は、令和5年度における実績値を使用

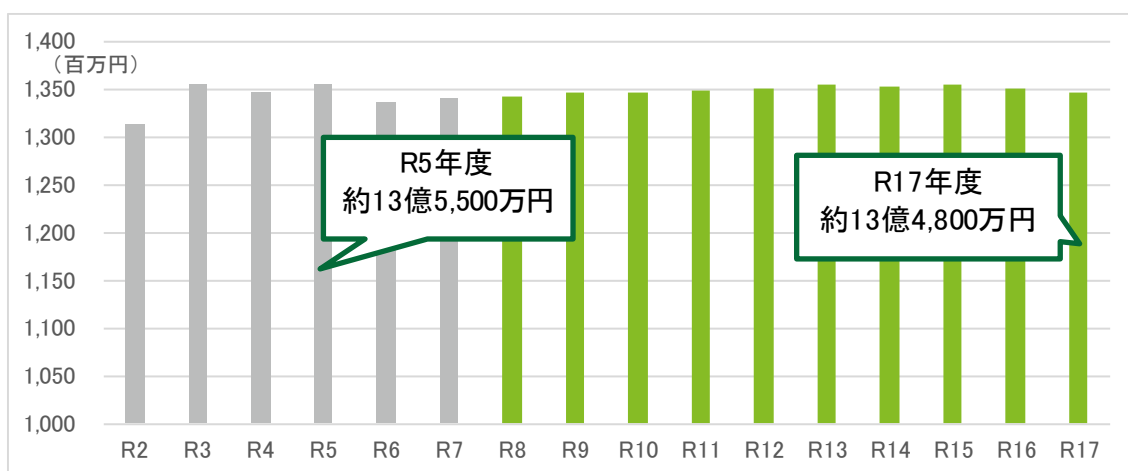


図 14 使用料収入の予測

6 施設の見通し

(1) 老朽化対策

本市の下水道管路施設は、令和 5 年度末時点で約 624km 布設されており、膨大なストック（資産）を抱えています。この延長は、直線距離で東京都から青森県までの距離に相当します。

管路施設の中で最も古いものは管路施設の法定耐用年数である 50 年を迎えており、それ以外の管路施設についても、法定耐用年数である 50 年を迎える時期にあります。本市では、長期的な視点に立ち、大量のストックを将来にわたって適切に管理していくため下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）を策定しています。この計画では、管路・ポンプ場施設の点検・調査を行い、その結果に基づき修繕・改築計画を策定し、修繕・改築工事を行う予定です。

(2) 地震対策

地震により下水道施設が被災した場合、汚水・雨水の排除機能が失われ、トイレの使用の制限、汚水の公共用水域への流出、雨天時の浸水など、住民の生命や財産が危険にさらされる恐れがあります。また、周辺地盤が液状化した場合には、マンホールの浮上や管渠継手部の破損によって路面異常が生じ、緊急車両等の交通阻害、復旧活動の遅れにもつながりかねません。

本市では、これらの事態を未然に防ぎ、膨大な量の下水道施設を確実にかつ効率的に耐震化するため、耐震化の方針、対象施設、対策内容、事業費等を定めた下水道総合地震対策計画を令和元年度に策定しました。この計画では、地震対策として管路・ポンプ場の耐震診断・耐震化工事やマンホールの浮上対策工事等を行う予定です。

(3) 浸水対策

下水道は、都市に降った内水の排除という役割を担っていますが、近年、都市化の進展等に伴う浸水面積の減少により、雨水の流出量が増え、河川や下水道にかかる負担が増加していることに加え、気候変動の影響等により、大雨等が頻発し、内水氾濫の発生リスクが増大しています。

これを受け、国土交通省では、計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置、または改築事業を集中的に実施することを目的として、大規模雨水処理施設整備事業を創設しました。

本市では、阿部沼第 1 排水区（宝珠花地区）において、平成 27 年 9 月 9 日に時間最大 65 mm/hr の降雨を記録した際は、20 件（床上浸水：2 件、床下浸水：8 件、道路冠水：10 件）の浸水被害、平成 29 年 7 月 4 日に時間最大 74 mm/hr（既往最大降雨）を記録した際は、6 件（床下浸水：3 件、道路冠水：3 件）の浸水被害が発生しているほか、平成 16 年から令和元年までの間に継続的に浸水被害が発生しています。これを踏まえ、同地区において、都市機能の確保の観点及び個人財産の保護の観点から、浸水被害を防止するため、大規模雨水処理施設整備事業計画を策定しており、早急な浸水対策を実施する予定です。

7 組織の見通し

下水道課の職員数は、普及率向上のための汚水施設の整備や、浸水対策のための雨水施設の整備、そして今後の施設管理の最適化を考慮した下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）や下水道総合地震対策計画の事業内容と照らし合わせて、今後も適正な定員管理を行い、必要に応じて見直しを行っていく予定です。

8 民間活用の見通し

今後、下水道施設における改築や維持管理に要する事業量は増加することが想定されることから、下水道事業を将来にわたって安定した形で継続させるため、適切な維持管理を行う手法の一つとして、下水道施設の維持管理に関する民間活用についても検討を進めます。

(1) ウォーターPPPについて

ウォーターPPP に関して、内閣府によって公表された「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）概要」では「水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI 推進アクションプラン期間の 10 年間（令和 4 年度から令和 13 年度）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る」ものとして記載されています。

下水道事業では、経営改善や老朽化対策等の従来からの課題に加え、脱炭素化や DX の推進も求められていることから、ウォーターPPP を活用し、下水道事業を取り巻く課題を解決することが期待されています。

また、ウォーターPPP を満たす要件として同資料に以下 4 つの要件が定められています。

①長期契約（原則 10 年）

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則 10 年とする。

②性能発注

性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

③維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコントラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

④プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

(2) 野田市におけるウォーターPPPの活用について

ウォーターPPPの導入は、下水道事業の持続可能性を確保するという観点において、ヒト・モノ・カネの各観点における課題の対応策の一つと考えられます。

例えば、ヒトの分野では下水道職員の不足により、技術力の不足や継承が困難になるといった課題が考えられます。モノの分野では、下水道施設の老朽化に伴い、更新費用や維持管理費用が増加するなどの課題が、カネの分野では人口減少に伴い、下水道使用料収入の減少、経費回収率の低下などの課題があげられます。

それらの経営課題について、本市の実情を分析した上で、解決策の検討とともにウォーターPPPの導入についても検討していきます。

第4章 下水道事業の課題の抽出

1 財務指標推移分析及び近隣市との比較

財務指標推移分析として、総務省公表の公営企業年鑑のデータから本市法適用後の直近4年のデータを抽出し、県内近隣市の平均値と比較し、近年の本市における運営状態を把握します。

近隣市は本市と同じ江戸川左岸流域に属する、市川市、船橋市、松戸市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市と、我孫子市の8市とします。

また、近隣市との比較として、同様のデータにおける令和5年度の数値を利用して、経営状況の比較を行うことにより現況の本市の運営状態を把握します。

(1) 経営の効率性に関する指標

① 経費回収率

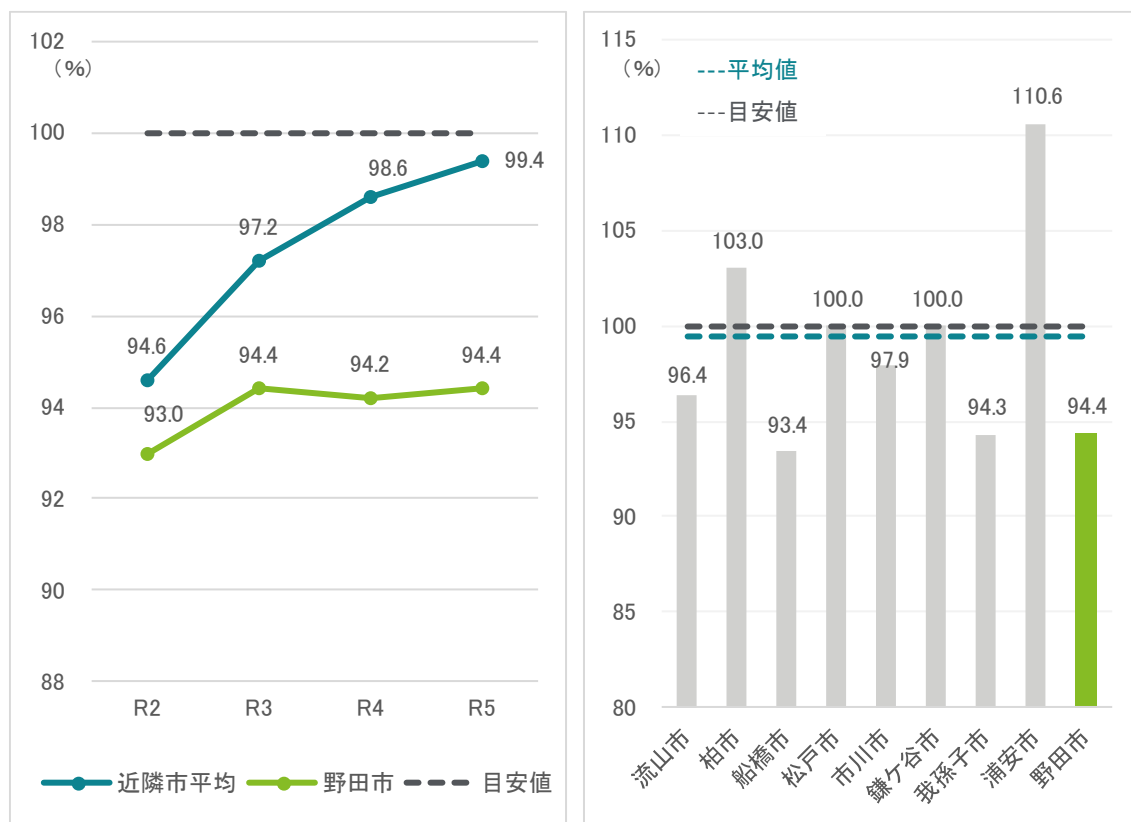


図 15 経費回収率分析

経費回収率 (%)：下水道使用料÷汚水処理費用（公費負担分除く）×100【目安値は100%】
※使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。使用料水準等を評価することが可能。

令和5年度の経費回収率は94.4%となっています。推移分析において、近隣市平均は年々増加傾向にあり、目安値の100%に近づいている一方、本市は著変動がなく、経費回収率の改善が

進んでいない状況にあります。

令和5年度の単年度分析においても、近隣市として比較して低い水準となっており、目安値も下回っていることから、使用料水準の改善が必要な状況です。

② 経常収支比率

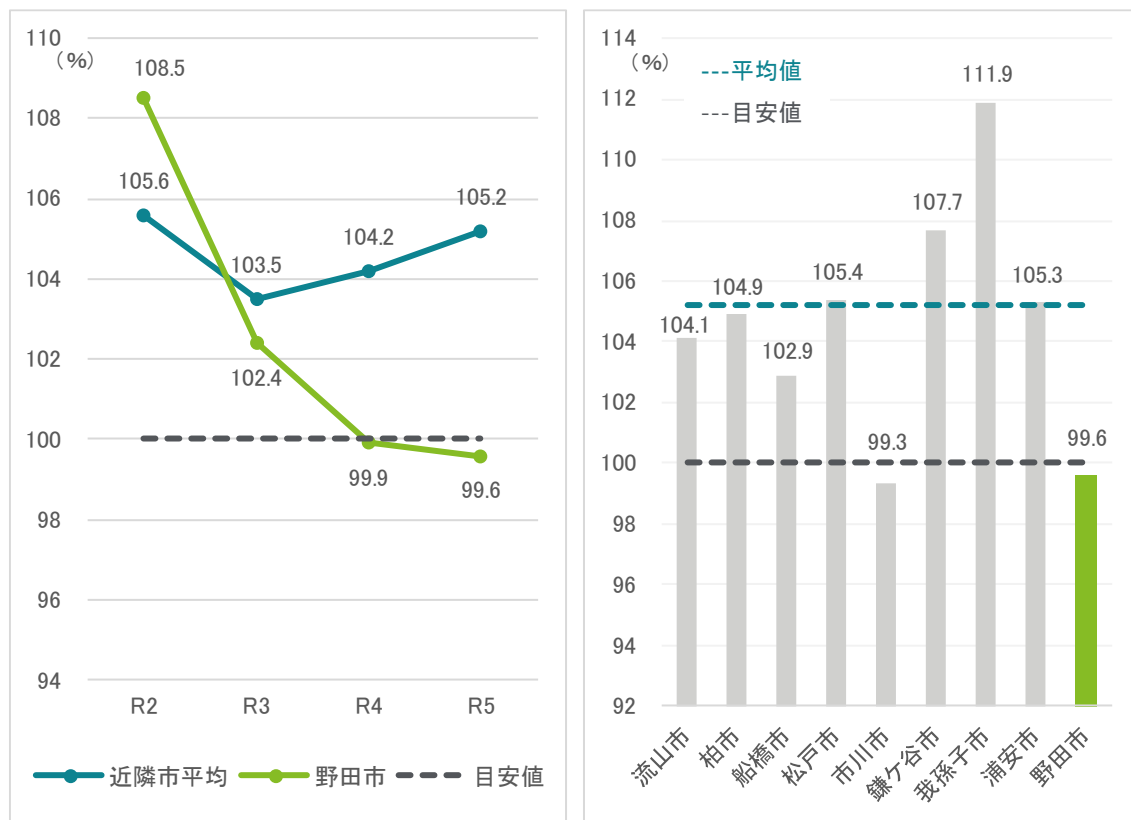


図 16 経常収支率分析

経常収支比率 (%)：経常収益÷経常費用×100【目安値は100%】

※使用料収入や一般会計繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

令和5年度の経常収支比率は99.6%となっています。推移分析において、近隣市平均は目安値の100%を超える水準を維持していますが、本市の値は令和2年度をピークとして減少し、令和4年度及び令和5年度は目安値を下回る水準となっています。

令和5年度の単年度分析においても、近隣市の中でも低い水準にあるため、収支の改善が必要な状況です。

(2) 経営の健全性に関する指標

① 汚水処理原価

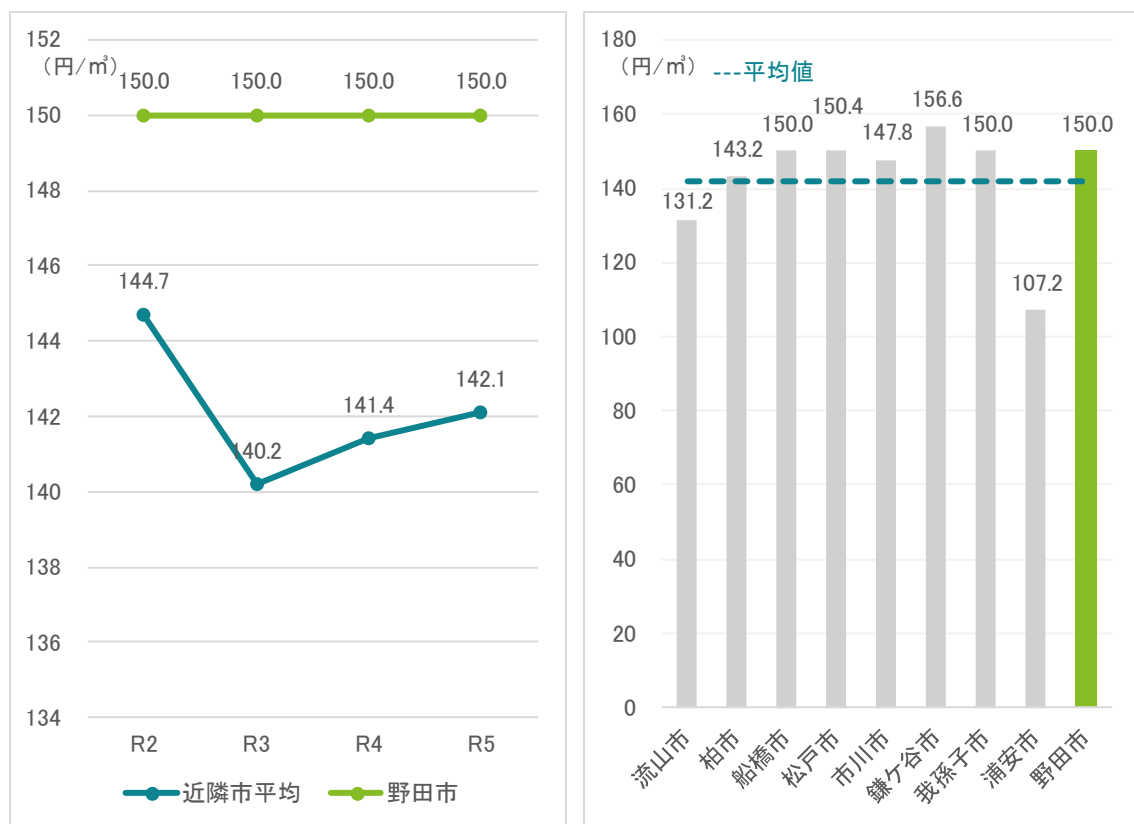


図 17 汚水処理原価分析

汚水処理原価（円）：汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量

※有収水量 1 ㎡当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。

令和 5 年度の汚水処理原価は 150 円となっています。推移分析が示すとおり、近隣市平均は令和 2 年度と比較すると令和 5 年度の水準は下がっていますが、本市は 4 年間に於いて変動はありません。

令和 5 年度の単年度分析をみると、近隣市平均（142.1 円）を上回っており、汚水処理に係るコストの削減余地を検討する必要があります。

② 流動比率

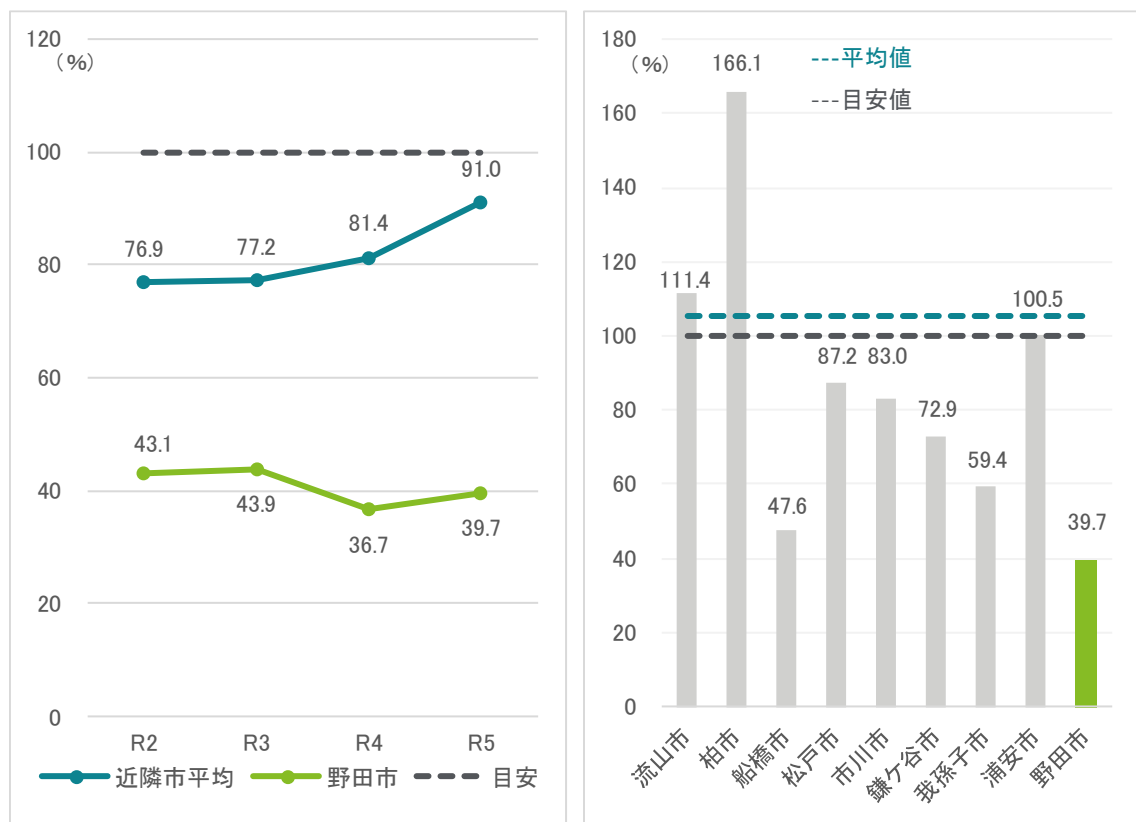


図 18 流動比率分析

流動比率 (%) : $\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$ 【目安値は 100%】

※短期的な債務に対する支払能力を表す指標。

令和 5 年度の流動比率は 39.7%となっています。推移分析が示すとおり、4 年間に於いて近隣市平均を大きく下回る水準となっており、短期的な債務の支払いに必要な流動資産が十分に確保されているとはいえません。

令和 5 年度の単年度分析をみても、近隣市の中で最も低い水準にあり、資金をはじめとする流動資産の確保について検討が必要な状況です。

(3) 自己財源以外への依存度に関する指標

① 企業債残高対事業規模比率



図 19 企業債残高対事業規模比率分析

企業債残高対事業規模比率 (%) : (企業債現在残高－一般会計負担額) ÷ (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金) × 100

※使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。明確な数値基準はないが、経年比較や他団体との比較等により置かれている状況を把握・分析するものとして用いられる。

令和 5 年度の企業債残高対事業規模比率は 851.5%となっています。推移分析をみると、4 年間に於いて徐々に企業債残高対事業規模比率は低下傾向にあり、企業債の償還が進んでいることが分かります。

一方、令和 5 年度の単年度分析をみると、上から 2 番目の水準に位置し、平均値も大幅に上回っていることから、企業債への依存度は依然として高い状況です。

(4) 施設の効率性に関する指標

① 水洗化率

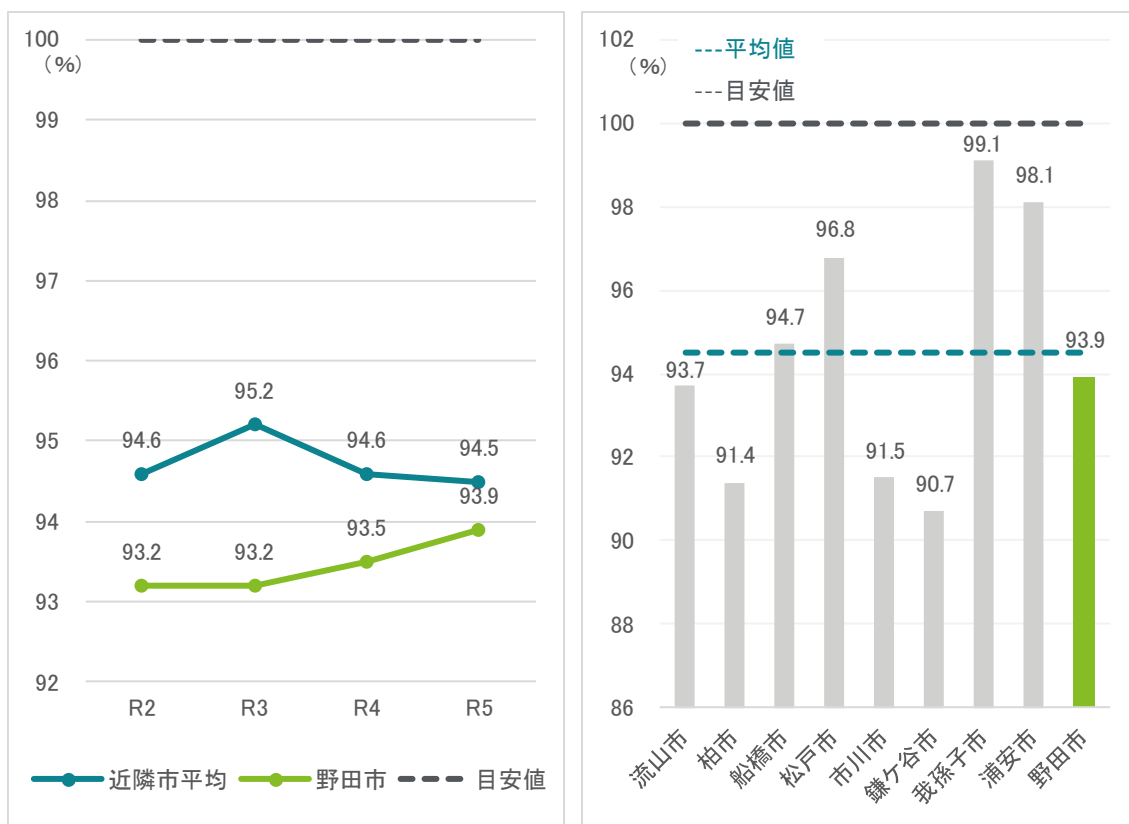


図 20 水洗化率分析

水洗化率 (%)：現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100【目安値は100%】
 ※現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。

令和5年度の水洗化率は93.9%となっています。推移分析が示すとおり、本市は近隣市平均を下回るものの、4年間に於いて徐々に改善傾向にあります。

令和5年度の単年度分析では近隣市の平均値(94.5%)を下回り、目安値の100%には依然届かない水準にあることから、引き続き更なる改善に向けた施策が必要な状況です。

(5) 老朽化の状況に関する指標

① 管渠改善率

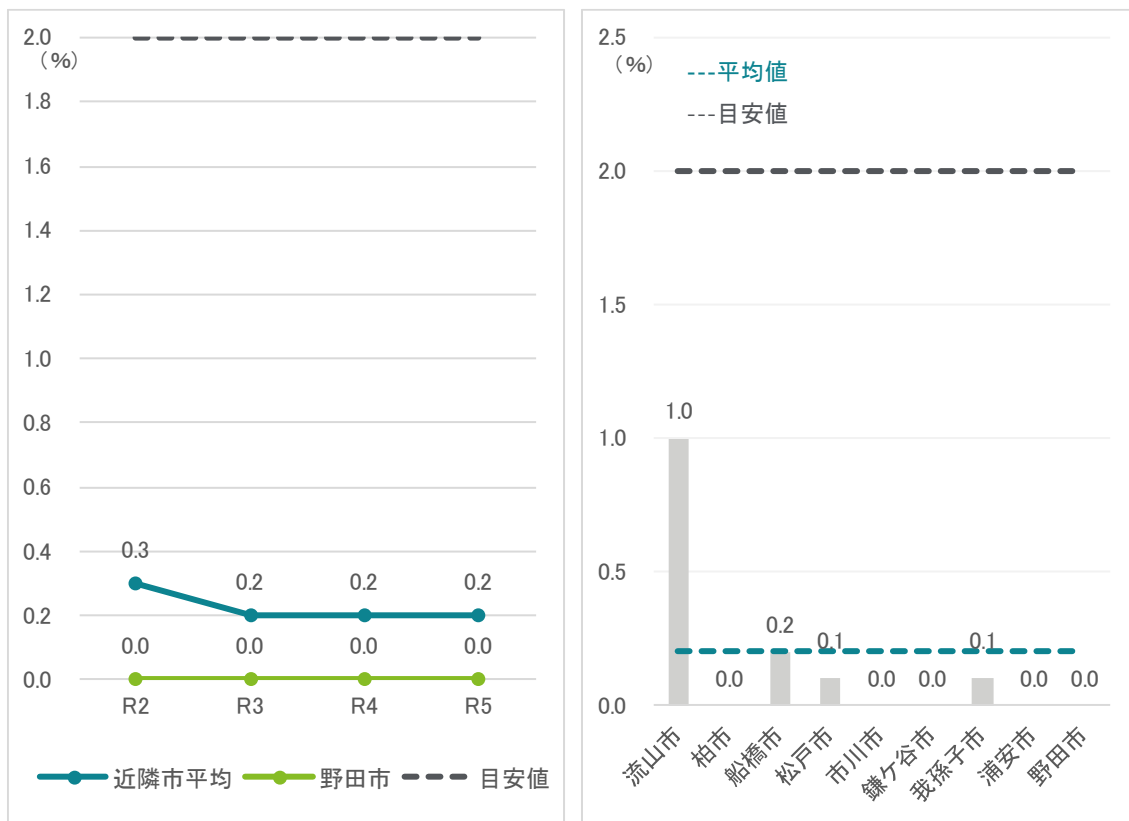


図 21 管渠改善率分析

管渠改善率 (%)：当年度更新された管渠延長÷下水道布設延長×100

※更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる指標。

令和5年度の管渠改善率は0%となっています。本市は昭和62年度に供用を開始しているため更新する管渠が少ないことから、推移分析が示すとおり、管渠改善率は4年間にわたって0%となっています。

令和5年度の単年度分析をみると、近隣市も0%となっている団体が多く、目安値の2%に届いている団体はありません。しかしながら、今後管渠の老朽化が進んでいくことが見込まれるため、将来を見越した管渠の計画的な更新が必要と考えられます。

下水道事業について、本市の各指標値及び類似団体の各平均値を比較して、経営の効率性、経営の健全性、自己財源以外への依存度、施設の効率性、老朽化の状況の5つの観点から分析を行いました。

経営の効率性

「(1) ①経費回収率」及び「(1) ②経常収支比率」はともに令和5年度において100%以下を示しており、経営の効率性に課題がある状況です。下水道使用料収入も汚水処理費用を賄える水準にはなく、事業全体でも経常収益が経常費用を賄えていないことを示されているため、今後、将来にわたって事業を継続させるためにも、収益を適正に確保する必要があります。

経営の健全性

「(2) ①汚水処理原価」が近隣市平均と比較し継続して高い水準となっていることから、汚水処理に係るコスト削減の検討が必要な状況です。

また、「(2) ②流動比率」においても近隣市平均を大きく下回る水準となっていることが示されており、業務運営上必要な資金の確保を検討する必要があります。

自己財源以外への依存度

「(3) ①企業債残高対事業規模比率」は低下傾向にありますが、今後も下水道整備を予定しているため、企業債の発行は不可避であることから、引き続き健全な経営を行うため、企業債の借入額と償還額とのバランスを考慮し企業債を発行することが重要と考えられます。また、近隣市と比較した場合、依然高い水準にあることから、企業債残高の増加を抑制するなど、更なる経営改善に努める必要があります。

施設の効率性に関する指標

「(4) ①水洗化率」は毎年徐々に伸びていますが、近隣市の平均値や目安値を下回っていることから、今後も引き続き、下水道整備後の地域に対して下水道の利用を促し、水洗化率を伸ばしていく必要があります。

老朽化の状況に関する指標

「(5) ①^{かんきょ}管渠改善率」は直近4年間において0%となっており、本市は^{かんきょ}管渠の更新施設が少ない状況にあります。今後は^{かんきょ}管渠の老朽化等が進んでいくことを鑑み、下水道ストックマネジメント計画に基づいて計画的な更新による維持管理を行っていくことが重要です。

2 課題の整理

現状分析及び近隣市との比較を行った結果から、次のとおり課題を整理します。

■ 経営の安定化

本市の経費回収率及び経常収支比率を向上させ、汚水処理原価を賄える下水道使用料収入を確保し、事業全体としても経常収益が経常費用を賄える水準にすることが重要です。そのため、使用料改定により使用料収入を確保するとともに、使用料が適切な水準か引き続き検討し、下水道事業の安定した経営を実現することが課題です。

また、普及率は令和5年度現在で72.3%であり、今後も引き続き整備を推進し、安定した下水道事業の経営を継続することが課題です。

■ 資産負債規模の適正化

本市の流動比率は目標値である100%を大きく下回っていることから、資金をはじめとする流動資産の確保が重要です。したがって、使用料改定の検討と合わせて、資金の適正水準を検討し、その水準の資金を維持した経営を行うことが課題です。

また、本市は企業債残高対事業規模比率も高く、企業債への依存度が高い状況にあることから、資金の確保に合わせ、企業債残高の適正水準の検討も必要です。企業債は返済する際に将来世代に負担が生じるため、適正な水準となるような財源構成を検討し、世代間負担を考慮した経営を行うことも課題です。

■ 施設の適正な管理

本市は現時点では更新が必要な管路施設やポンプ施設が少ない状況にありますが、今後これらの施設の老朽化が進んでいくことから、計画的に施設の修繕や更新工事等を行い、適正な施設管理を実施することが課題です。

第5章 経営の基本方針

1 基本理念

下水道は、衛生的な生活環境を確保し、公共用水域の水質を保全するとともに、浸水被害から人々の生命と財産を守る役割を担っており、人々が安全で健康な生活を送る上で欠かせないインフラ施設です。このような生活の基本的都市基盤である下水道は、途切れることなくそのサービスを提供し続ける使命があり、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していく必要があります。

市民の生活を支える下水道を未来へつなぐため、平成 27 年度に策定し、令和 4 年度に見直しを行った「野田市污水適正処理構想」の目的である「都市の健全な発展及び公衆衛生の向上」並びに「公共水域の水質保全」を踏まえ、本市下水道の基本理念を「豊かなみどりと安全で安心な暮らしを支える下水道」とし、基本目標を設定します。

基本理念

「豊かなみどりと安全で安心な暮らしを支える下水道」

基本目標

- ◆ みどり豊かで生物多様性に富んだ野田市の環境を守ります。
- ◆ 安全で安心して暮らせるインフラ整備を推進します。
- ◆ 安定した事業経営による下水道サービスを提供します。

図 22 経営の基本方針

2 前回目標の振り返り

令和3年度策定の前回経営戦略で掲げた各種の基本目標について、現在の状況を「A：達成」「B：達成に向けて進捗」「C：課題があり進展していない」の3段階で評価しました。

表 5 前回の経営戦略目標値の取組状況

基本目標	基本方針	項目 (管理特性)	単位	数値目標		判定	取組状況
1 環境保全	(1)未普及地区の解消	普及率	%	目標値	77.4	A	前回値から目標値を達成するため+0.9%ポイント/年が必要であり、現況値は達成している
				前回値	67.9		
				現況値	72.3		
2 安全・安心	(1)浸水に対する備え	進捗率	%	目標値	38.7	B	雨水幹線(南部 1 号幹線、阿部沼幹線)や雨水調整池(阿部沼調整池)等の整備
				前回値	4.1		
				現況値	13.2		
	(2)地震に対する備え	進捗率	%	目標値	100	B	管路の耐震化工事、マンホール浮上対策工事、ポンプ施設の耐震化工事
				前回値	－		
				現況値	33.0		
	(3)施設の老朽化・不明水対策	平成 30 年度に策定した下水道ストックマネジメント計画(長寿命化計画)(5 年計画)に基づき、①点検・調査の実施→②修繕・改築計画→③修繕・改築の実施→④評価・見直しし、その後においても管路施設やポンプ施設の改築更新を計画的に実施				B	ポンプ施設の改築工事等を実施している
3 安定	(1)経営の安定化	普及率	%	目標値	77.4	A	前回値から目標値を達成するため+0.9%ポイント/年が必要であり、現況値は達成している
				前回値	67.9		
				現況値	72.3		

				目標値	現状以上		
		水洗化率	%	前回事値	93.7	B	前回事値を上回っている
				現況値	93.9		

※数値目標の「目標値」は前回事業戦略策定時における令和12年度の値、「前回事値」は令和元年度の値、「現況値」は令和5年度の値です。

※汚水施設及び雨水施設の事業費については、国庫補助金や企業債等を財源としていることから、これらの財源の確保に努めてまいります。

3 基本目標と達成のための施策

前ページで示した基本目標に向けた施策と数値目標を次のとおり設けて、達成に向けて施策を行います。

表 6 基本目標と達成のための施策

基本目標	基本方針	施策
1 環境保全	(1) 未普及地区の解消	ア) 汚水施設の整備
	(2) 省エネルギーの取組	ア) 再生資源・資材の利用
2 安全・安心	(1) 浸水に対する備え	ア) 雨水施設の整備
	(2) 地震に対する備え	ア) 下水道総合地震対策計画の改定
		イ) 既存下水道施設の耐震化
	(3) 施設の老朽化・不明水対策	ア) 計画的な調査・点検
		イ) 計画的な修繕・改築
3 安定	(1) 経営の安定化	ア) 普及率の向上
		イ) 水洗化率の向上（戸別訪問等）
		ウ) 使用料の改定
	(2) 管理体制の効率化	ア) 組織体制の適正化
		イ) 広域化・共同化
		ウ) 民間活力の活用
		エ) 技術継承
	(3) 広報活動	ア) イベント参画によるPR活動
		イ) マンホールカードの配布

表 7 数値目標

基本目標	基本方針	項目 (管理特性)	単位	数値目標		備考
1 環境保全	(1)未普及地区の解消	普及率	%	目標値	77.4	・(仮称)関宿元町地区土地区画整理事業 ・花井地区、堤根地区、山崎字梅台地区
				現況値	72.3	
2 安全・安心	(1)浸水に対する備え	進捗率	%	目標値	74.6	雨水幹線(南部 1 号幹線、阿部沼幹線)や雨水調整池(阿部沼調整池)等の整備
				現況値	11.7	
	(2)地震に対する備え	進捗率	%	目標値	100	管路の耐震化工事、マンホール浮上対策工事、ポンプ施設の自家発電設備工事及び耐震化工事
				現況値	22.3	
	(3)施設の老朽化・不明水対策	令和5年度に見直した下水道ストックマネジメント計画(長寿命化計画)(5 年計画)に基づき、①点検・調査の実施→②修繕・改築計画→③修繕・改築の実施→④評価・見直し、その後においても管路施設やポンプ施設の改築更新を計画的に実施				
3 安定	(1)経営の安定化	普及率	%	目標値	77.4	・(仮称)関宿元町地区土地区画整理事業 ・花井地区、堤根地区、山崎字梅台地区
				現況値	72.3	
		水洗化率	%	目標値	現状以上	戸別訪問による接続促進、融資あっせん及び利子補給
				現況値	93.9	
		経費回収率	%	目標値	100.0	使用料改定
				現況値	94.4	
		流動比率	%	目標値	100.0	
				現況値	39.7	

※数値目標の「目標値」は令和17年度の値で「現況値」は令和5年度の値です。

※汚水施設及び雨水施設の事業費については、国庫補助金や企業債等を財源としていることから、これらの財源の確保に努めてまいります。

第6章 目標実現に向けた取組

1 環境保全

(1) 未普及地区の解消

令和 17 年度までに普及率 77.4%を目標に、投資効果等を見極めながら市街化区域に重点を置いて、汚水施設の整備を進めていきます。

2 安全・安心

(1) 浸水に対する備え

野田市総合計画に基づき、雨水幹線（座生 1 号幹線、中野台幹線、阿部沼 1 号幹線、南部 1 号幹線、五駄沼幹線）や雨水調整池（阿部沼第 1 号、第 2 号、第 3 号調整池）等の整備を進めていき、浸水常襲箇所の解消に努めます。

(2) 地震に対する備え

将来整備事業計画に基づき、管路の耐震化工事やマンホールの浮上対策工事、ポンプ施設の自家発電設備工事及び耐震化工事を進めていきます。

(3) 施設の老朽化・不明水対策

将来整備事業計画に基づき、管路施設やポンプ施設の改築更新を進めていき、施設管理の適正化を目指します。また、不明水対策においては下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）と連携して対応します。

3 安定

(1) 経営の安定化

経費回収率及び流動比率の向上を目標とし、使用料の改定を検討します。そのほか、経営の安定化を図るため下水道普及率を令和 17 年度までに 77.4%を目標とした汚水施設の整備を行いながら、戸別訪問による接続促進や融資あっせん及び利子補給制度により水洗化率の向上に努めます。

(2) 管理体制の効率化

下水道課の職員については、普及率向上のための汚水施設の整備や浸水対策のための雨水施設の整備、そして今後の施設管理の最適化を考慮した下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）や下水道総合地震対策計画の事業内容と照らし合わせて定員管理の適正化を図ります。

また、本市は江戸川左岸流域関連公共下水道により広域化が図られており、更なる効率化に向けて平成 30 年 8 月に立ち上げられた千葉県汚水処理広域化・共同化検討会において千葉県と協議していくとともに、下水道施設の維持管理に関して民間活力の活用も検討します。

それから、技術講習会への参加等を通じて技術継承を行います。あわせて、積極的に下水道の工事に関する最新情報を収集し導入を検討します。

(3) 広報活動

広報活動では、イベント等への参画による下水道事業 PR やマンホールカードの配布による普及活動を行っています。



図 23 野田市のマンホールカード

第7章 投資・財政計画

1 投資に関する条件

投資に関する条件は、次のとおりとしました。

(1) 污水施設整備

污水未普及区域の污水管管渠整備を中心として過年度実績に基づき設定された社会資本総合整備計画に合わせ、年間約5億3,000万円を計上します。

主な整備予定箇所は、岩名地区、しらさぎ地区等です。

(2) 雨水施設整備

社会資本総合整備計画及び大規模雨水処理施設整備事業計画に基づき、浸水常襲箇所の解消に向けて雨水幹線及び調整池の整備を進める方針とし、年間約8億5,000万円を計上します。

主な整備予定箇所は、座生1号幹線、中野台幹線、阿部沼1号幹線、南部1号幹線、五駄沼幹線等です。

(3) 地震対策

社会資本総合整備計画に基づき、マンホールの浮上対策工事や、平井污水中継ポンプ場の耐震化工事及び自家発電設備工事、川間南污水中継ポンプ場の耐震化工事等を予定しており、年間約2,400万円を計上します。

(4) 改築更新

令和5年度に見直した下水道ストックマネジメント計画（長寿命化計画）に基づき、管路施設やポンプ施設の調査・点検を行い、その結果に基づき各施設の改築更新を進める方針とし、年間約9,400万円を計上します。



図 24 市街化区域及び事業計画区域（汚水）

2 収支項目に関する条件

(1) 主な前提・考え方

収支見通しに当たって各収支項目で前提とした考え方は、次のとおりです。

表 8 シミュレーションの主な前提・考え方（収益的収支）

収支項目		主な前提・考え方
収益	使用料収入	● 有収水量に供給単価を乗じて推計 ➢ 「生活用」の有収水量は、令和 5 年度の有収水量にコーホート要因法による人口推計を踏まえて推計 ➢ 「大口」は過去 4 年間の平均を使用 ➢ 供給単価は、令和 5 年度単価を使用
	他会計補助金	● 以下のとおり推計 ➢ 営業収益 原則として総務省より示される繰出基準に基づく繰入金(雨水処理負担金)を見込む ➢ 営業外収益 原則として総務省より示される繰出基準に基づく繰入金(分流式下水道等に要する経費等)を見込む
	国・県補助金	● 見込まない
	長期前受金収入	● 補助金等により取得した固定資産について、減価償却費見合い分を順次収益化するものとして推計
	その他	● 以下のとおり推計 ➢ 受託工事収益は見込まない ➢ その他収益は、過去 4 年間の平均を使用 ➢ 特別利益は見込まない
費用	職員給与費	● 過去 4 年間の平均値に人件費上昇率(1.95%)を乗じて推計 ➢ 人件費上昇率は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」より、過去投影ケースと成長移行ケースの賃金上昇率平均値を使用(以下同様) ➢ 職員の増減は見込んでいない
	経費	● 以下のとおり推計 ➢ 動力費は、過去 4 年間の平均に有収水量予測の増減を加味し、物価上昇率(1.45%)を乗じて推計 ➢ 委託費は、過去 4 年間の平均に人件費上昇率(1.95%)を乗じて推計 ➢ 修繕費は、過去 4 年間の平均に物価上昇率(1.45%)を乗じて推計 ➢ 物価上昇率は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」より、過去投影ケースと成長移行ケースの消費者物価上昇率平均値を使用(以下同様)
	流域下水道管理運営負担金	● 有収水量予測に不明水量を足した数値に流域下水道管理運営負担金単価を乗じて推計
	減価償却費 資産減耗費	● 以下のとおり推計 ➢ 減価償却費は、既存分と新規分に区分して推計。既存分は、法定耐用年数に基づき個別に推計し、新規分は、耐用年数を構築物は 49 年、管渠は 50 年、設備等は 19 年、建物附属設備は 10 年、流域下水道建設費負担金は 45 年として推計

収支項目		主な前提・考え方
	支払利息	➤ 資産減耗費は、過去 4 年間の平均を使用 ● 以下のとおり推計 ➤ 既存企業債の利息は、利率等の発行条件に基づき、個別に支払予定額を推計 ➤ 新規発行予定企業債の利息は、金利 1.9%、据置期間 5 年、返済期間 30 年として推計 ➤ 金利は令和 6 年 3 月時点の利率見直し方式(10 年)の利率 0.7%に内閣府「中長期の経済財政に関する試算」より過去投影ケースの名目長期金利を加算して設定
	その他の費用	● 以下のとおり推計 ➤ その他営業費用は過去 2 年間の平均に物価上昇率(1.45%)を乗じて推計 ➤ その他営業外費用は過去 3 年間の平均を使用 ➤ 特別損失は見込まない

表 9 シミュレーションの主な前提・考え方（資本的収支）

収支項目		主な前提・考え方
収入	企業債	● 10 年後の企業債残高が令和 5 年度を上回らない範囲で、建設改良費の財源として企業債で賄うものとし、事業ごとに個別に推計
	他会計出資金	● 基準内繰入金として特別措置分等の元利償還金相当額の元金分等を見込む
	他会計補助金	● 児童手当の給付に要する経費の繰入対象経費の資本的収支対象職員分を見込む
	国・県補助金	● 建設改良費の財源として、事業ごとに個別に推計
	工事負担金	● 建設改良費の財源として、事業ごとに個別に推計
	その他	● 見込まない
支出	建設改良費	● 各事業計画に基づき推計
	企業債償還金	● 以下のとおり推計 ➤ 既存企業債の償還金は、利率等の発行条件に基づき、個別に償還予定額を把握 ➤ 新規発行予定企業債の償還金は、金利 1.9%、据置期間 5 年、返済期間 30 年として推計
	その他	● 見込まない

以上の条件で収益的収支、資本的収支の見通しを示します。

3 投資財政計画

(1) 収益的収支の見通し

下水道事業の収益的収支の見通しは図 26 のとおりです。収益的收入と収益的支出の差額である純利益は、令和 6 年度までは黒字を保っていますが、令和 8 年度以降は継続して 1 億円程度の赤字が発生する見込みです。

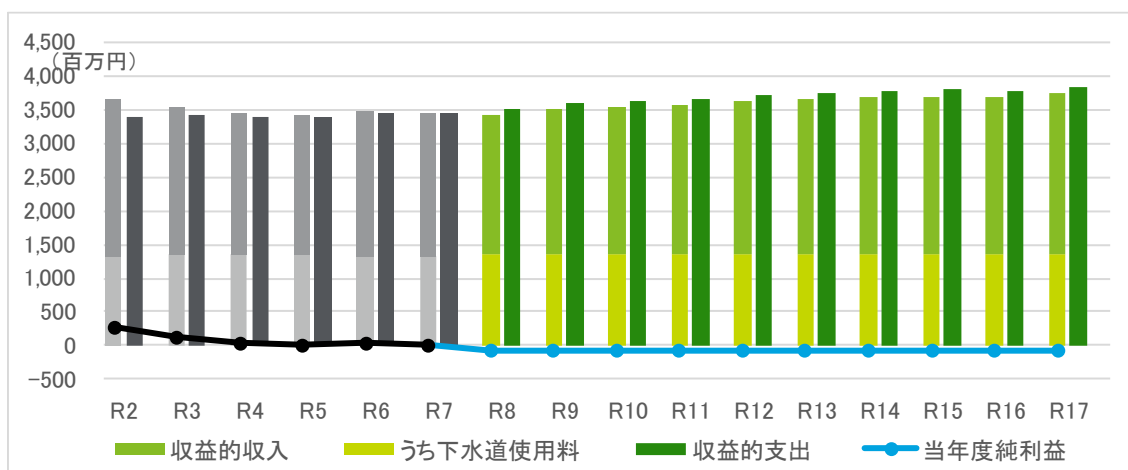


図 26 収益的収支の見通し

(2) 資本的収支の見通し

下水道事業の資本的収支の見通しは図 27 のとおりです。資本的収支の不足分は、内部留保資金等で補填します。建設改良費や企業債償還金等の資本的支出に対し、企業債等の資本的收入が恒常的に不足し、毎年 8 億円から 11 億円程度の収支不足額が生じる見通しです。

資本的收入の主な財源としては、企業債、国庫補助金等を見込んでいます。

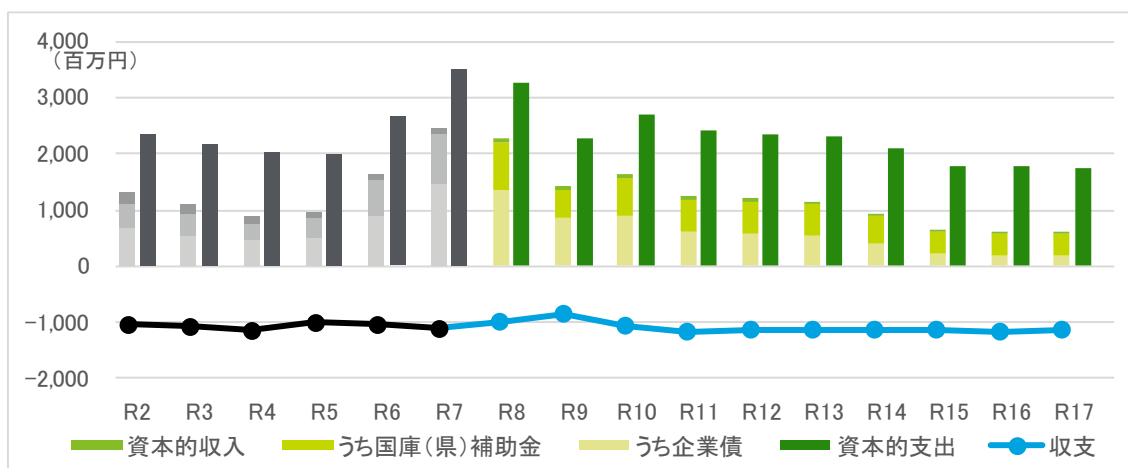


図 27 資本的収支の見通し

(3) 資金残高の見通し

下水道事業会計の資金残高の見通しは図 28 のとおりです。建設改良費やそれに伴う企業債償還金による支出が見込まれることから、資金が不足し、令和 13 年度からは資金ショートを起こすと見込まれるため、資金を確保するための対応が必要です。

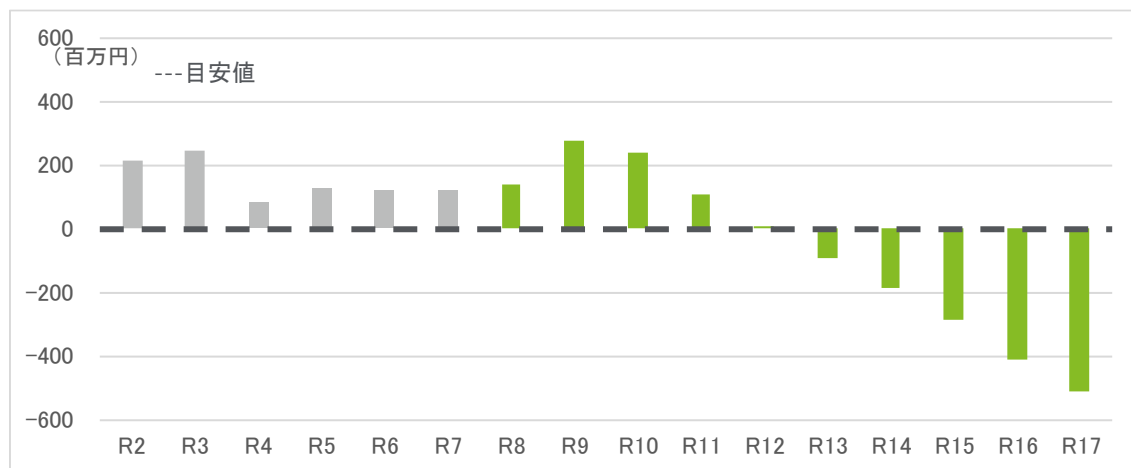


図 28 資金残高の見通し

(4) 企業債の見通し

既存資産に対して発行した企業債の償還が進むため、企業債償還金は減少傾向で推移します。また、^{かんきょ}管渠の整備を促進する中、償還残高を適正に保ち、将来の負担増にならない安定した経営を目指すため、償還費を上回らないよう借入れを行うことから、令和 10 年度以降、企業債残高は緩やかに減少していきます。

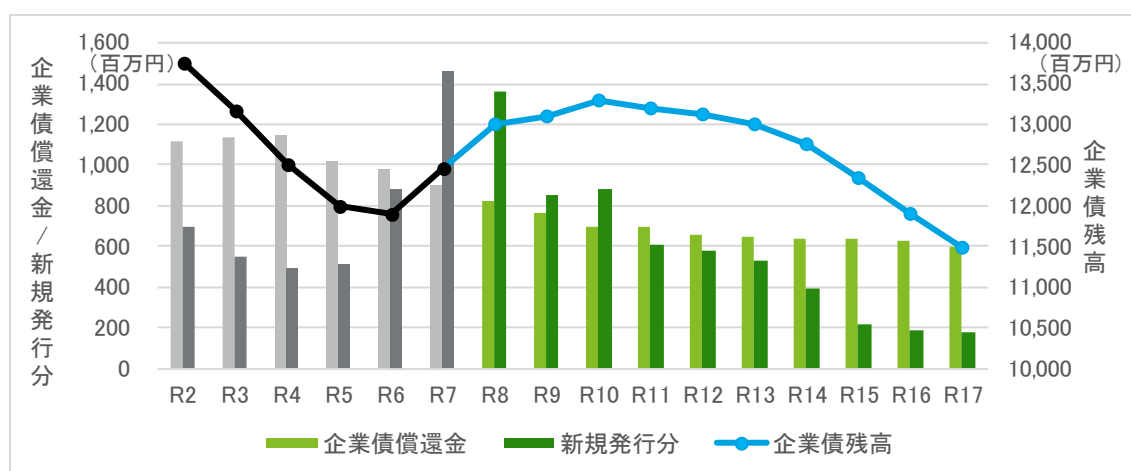


図 29 企業債の見通し

(5) 経費回収率の見通し

経費回収率は、使用料収入が横ばいで推移する一方で維持管理費や減価償却費といった費用は増加傾向にあることから、計画期間を通して 100%を下回る見通しであり、使用料改定等、収入を確保する検討が必要な状況です。

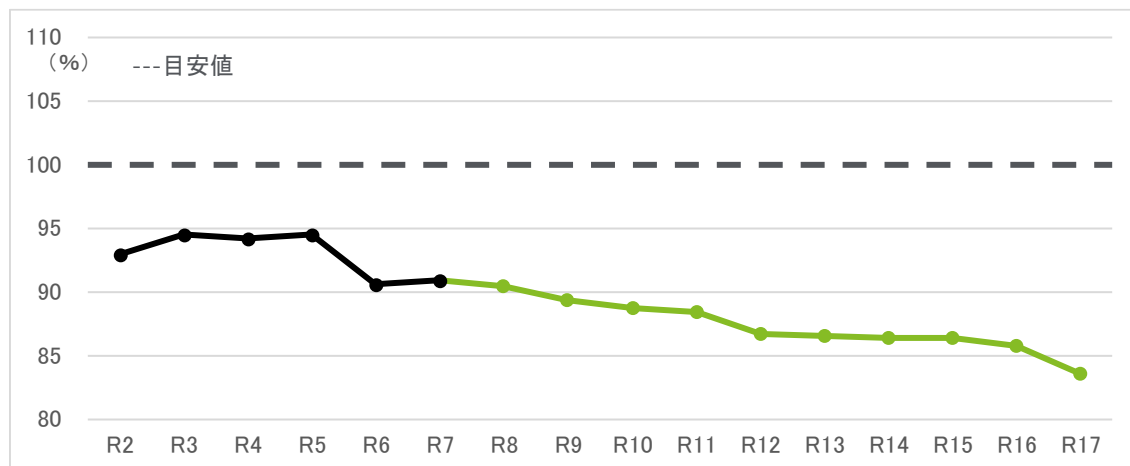


図 30 経費回収率の見通し

(6) 収支ギャップ解消に向けた将来シミュレーション

将来シミュレーション結果を踏まえ、収支ギャップを解消するために、投資の合理化や財源の確保について検討する必要があります。

収支ギャップを解消するには、どの程度の使用料改定が必要となるのかを主に経費回収率及び流動比率に着目し、使用料改定の方針を決定するためのシミュレーションを実施しました。シミュレーションの条件として、5年後の令和12年度において必要な経費を使用料収入で賄えていることを示す経費回収率が100%以上となることを目標とし、加えて令和10年度以降の流動比率が100%以上となることを目標として検討しました。

5年という期間については、「下水道使用料算定の基本的考え方」にある使用料算定期間を参考に設定しており、令和12年度以降も、経営戦略の改定に合わせて概ね5年ごとに下水道使用料のあり方について検討を行います。

① 使用料改定を行う場合の使用料収入の見通し

使用料改定を行わない場合の使用料収入は、令和5年度の約13億5,500万円から約0.5%減少し、令和17年度には約13億4,800万円となる見通しです。令和8年度に改定率15.7%での使用料改定を行うことで、令和8年度以降の使用料収入は2億円程度増加し、令和17年度には令和5年度から約15.1%増加し、約15億6,000万円となる見通しです。

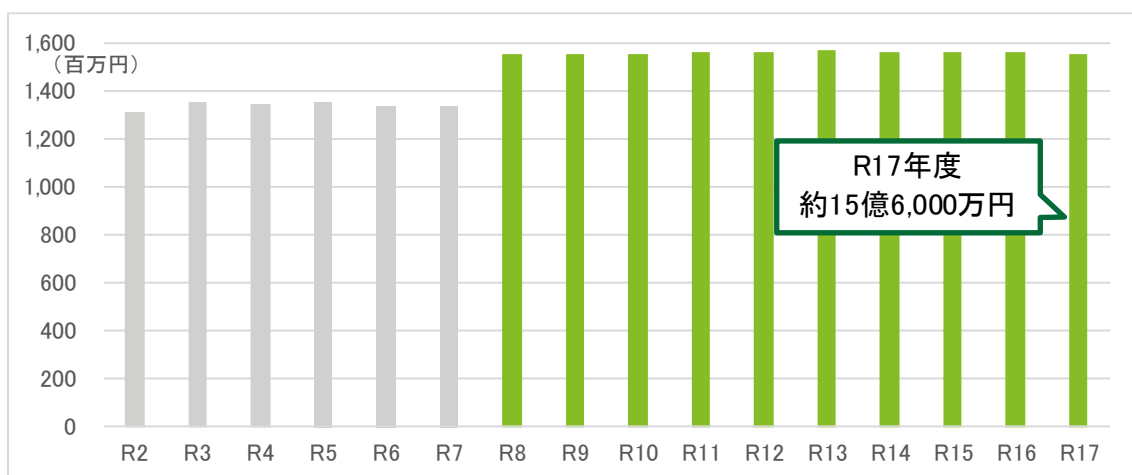


図 31 使用料収入の見通し

② 使用料改定を行う場合の収益的収支の見通し

使用料改定を行わない場合、収益的支出の差額である純利益は、令和 8 年度以降継続して 1 億円程度の赤字が発生する見込みですが、令和 8 年度に使用料を改定することで、損益均衡させることができる見込みです。

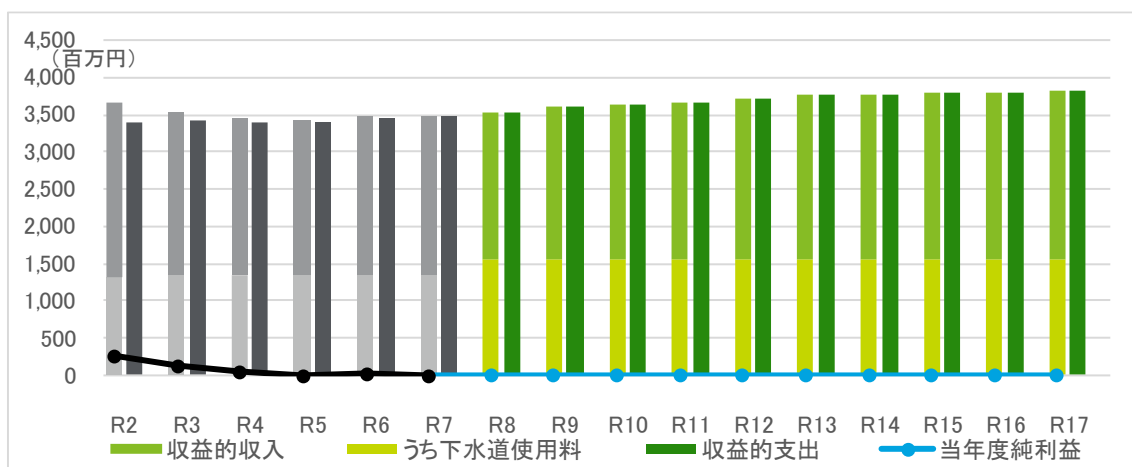


図 32 収益的収支の見通し

③ 使用料改定を行う場合の資金残高の見通し

使用料改定を行わない場合、資金残高は減少傾向が続き、令和 13 年度には資金ショートになってしまう見込みですが、令和 8 年度に使用料を改定することで、計画期間内において資金残高を確保することが可能となる見込みです。

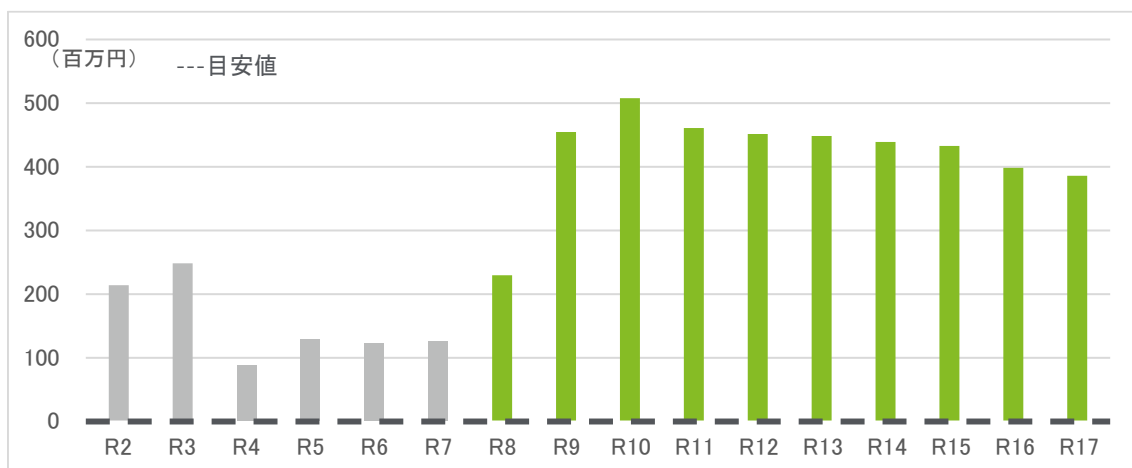


図 33 資金残高の見通し

④ 使用料改定を行う場合の経費回収率の見通し

使用料改定を行わない場合、経費回収率は計画期間を通して 100%を下回る見通しですが、令和 8 年度に使用料を改定することで、経費回収率を 100%超に向上させることができ、以降、令和 12 年度までは、継続して 100%を超える経費回収率を維持することができる見込みです。

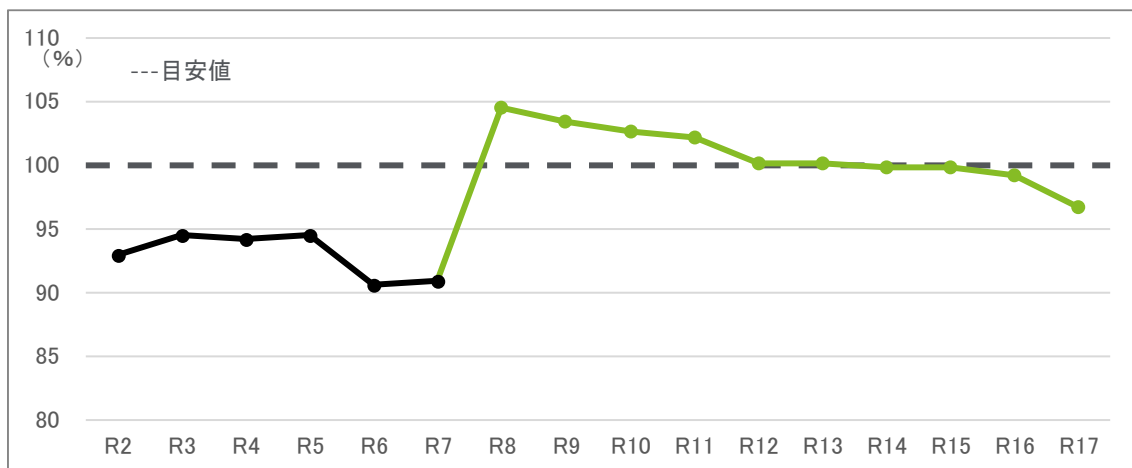


図 34 経費回収率の見通し

(7) 原価計算表の概要

総務省「経営戦略策定・改定マニュアル」において、特に下水道事業では財源の見通しを取りまとめる際に、原価計算の内訳などを記載し、見える化することが求められています。これは、特に使用料改定の際に、その必要性や妥当性について議会や住民の理解を得ることが重要視されており、使用料の水準が適切かを分かりやすく説明するため、経費回収率等の目標及び料金算定期間内における原価計算の内訳などを示すことが求められているものです。

(8) 原価計算表

本市下水道事業での使用料水準が適切なものであるか、原価計算表を作成しました。

使用料対象経費は、人件費、動力費、流域下水道管理運営費負担金等を含む維持管理費、減価償却費、支払利息、資産維持費等を含む資本費用の合計値から、長期前受金戻入などの控除項目を除いて算出しています。

本市下水道事業の使用料対象経費は次のとおりであり、令和8年度に15.7%増の使用料改定をした場合、経費回収率は100%超まで改善することができます。

表 10 原価計算表

計算期間		最新決算 R5	使用料算定期間 R8～R12	備考
維持管理費(千円)	①	1,008,147	1,114,907	
職員給与費		108,555	124,351	
動力費		17,165	20,003	
委託料		145,660	140,874	
修繕費		35,756	38,250	
流域下水道管理運営費負担金		676,215	766,220	
その他		24,796	25,209	
資本費(千円)	②	2,396,540	2,515,391	
減価償却費		2,223,703	2,337,265	
資産減耗費		348	1,670	
支払利息		172,489	176,456	
資産維持費		0	0	
控除項目(千円)	③	1,969,869	2,110,409	
公費負担分		661,632	774,579	
長期前受金戻入		1,308,237	1,335,831	
年平均有収水量(千 m^3)		9,565	9,580	
使用料対象経費(①+②-③)		1,434,818	1,519,888	
有収水量 m^3 あたり(円/ m^3)		150	159	
使用料収入		1,355,030	1,559,613	
経費回収率		94.4%	102.6%	

※維持管理費、資本費用の区分は、下水道使用料算定の基本的考え方に準じている。

※使用料算定期間の数値は使用料改定後の数値を使用している。

(9) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

現在本市には公共下水道の未整備地区が残っています。今後、本計画を基に費用対効果や人口密度、効率性などを踏まえ、公共下水道未整備地区の污水管渠布設について、経済状況や市民ニーズを的確に捉えた整備方針の検討を進めます。

また、更新投資時期の到来に備えて財源を可能な限り確保すべく、長寿命化計画・窓口業務の民間委託・資金運用等についても引き続き検討を進めます。

そのほか検討している取組方針は次のとおりです。

表 11 未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

投資についての考え方・検討状況	
投資の平準化に関する事項	管渠の点検・調査結果をデータベースとして蓄積することで、本市の実態に近い計画となるよう、ストックマネジメント計画を見直し、今後の修繕や改築・更新に活かすとともに、事業量や事業費の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	包括的民間委託の導入による事業効果や課題等を検証するとともに、令和 9（2027）年度以降の污水管改築に係る国庫補助金の交付要件とされているウォーターPPP＜第 3 章 8 民間活用の見通し＞の導入可能性について、近隣自治体の動向を注視しつつ検討していきます。
その他の取組	今後起こり得る、洪水・内水氾濫、地震、降灰などの自然災害に備え、国・県、近隣自治体、インフラ関係各社との連携を強化します。また、自然災害発生時には、野田市下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）に基づき、できるだけ早い期間での業務の復旧、及び平常時への復帰を目指していきます。
財源についての考え方・検討状況	
使用料の見直しに関する事項	5 年後ごとの経営戦略の見直しに合わせて下水道使用料の適正水準及び使用料改定について検討を行い、中長期的に安定した下水道事業経営を実現します。
資産活用による収入増加の取組について	行政財産の利活用（収入となる占用料、使用料）について再調査を行うと共に、今後の方針について検討を進めていきます。
その他の取組	安定した下水道事業経営のもと、一般会計繰入金については基準内繰入を原則としますが、急激な経済情勢の変化に伴い、安定した下水道事業経営が困難と判断される場合においては、市民への影響を最小限とすることを念頭に、財政部局と連携のうえ、一時的な基準外繰入について検討を行うものとしします。
投資以外の経費についての考え方・検討状況	
職員給与費に関する事項	職員の技術力の向上と、技術継承のサイクルを円滑に実施できるよう、定年延長職員の中で、過去下水道事業を経験した職員を、一定数優先的に配置していきます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく老朽化・劣化対策事業の推進により、管路の維持管理について、事後保全型から予防保全型への転換により修繕費の縮減を図ります。
委託費に関する事項	平井汚水中継ポンプ場、川間南汚水中継ポンプ場、浅間下排水ポンプ場、市内マンホールポンプ場、阿部沼第 1 号・2 号調整地、阿部沼第 3 号調整池、阿部沼 1 号・2 号雨水幹線の包括的管理業務を民間委託することにより、維持管理費の縮減を目指していきます。

(10) 経費回収率及び流動比率の向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡 令和2年7月22日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを図 35 に示します。

本市は現状、第7章3(5)に記載しているとおり、使用料収入を増加させなければ、維持管理費や減価償却費といった費用の増加に伴い、計画期間を通して100%を下回る見通しです。また、短期的な債務の支払能力を示す流動比率も、50%を下回る低い水準となっており、改善策を検討する必要があります。

そのため、本市では、経費回収率及び流動比率の向上に向けて、令和8年度に下水道使用料の改定を行います。改定に際しては、改定から5年後において経費回収率及び流動比率がともに100%を達成することを目標と定め、改定率を決定しました。

したがって、改定後の令和9年度以降は、経費回収率及び流動比率の実績における推移をモニタリングし、継続的に下水道使用料のあり方について検討を行います。その検討の結果に基づき必要に応じて下水道使用料の改定の要否を検討します。

また、その後も、経営戦略の改定に合わせて概ね5年ごとに下水道使用料のあり方について検討を行います。

R7	R8	R9	R10	R11
経営戦略の改定	新下水道使用料の施行	新下水道使用料における経費回収率・流動比率のモニタリング及び追加改定要否の検討		

R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略の改定	必要に応じて下水道使用料の改定	経費回収率・流動比率のモニタリング及び下水道使用料の改定要否の検討		

図 35 ロードマップ

第8章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間としています。この間、経営戦略の進捗管理として、施策ごとに事業評価（実施内容、進捗状況及び施策の達成度の確認）を毎年行います。

また、事業評価による当初計画とのかい離や新たな課題の発生状況、地震対策や雨水整備計画などの新たな計画や見直し計画を踏まえて、概ね5年ごとに戦略の総合評価を実施し、必要に応じて経営戦略の改定を行います。

事業評価に当たっては、計画策定（Plan）→事業の推進（Do）→達成状況の評価（Check）→改善・見直し（Action）のPDCAサイクルを実践し、基本目標の具現化に向けたフォローアップ体制を構築します。

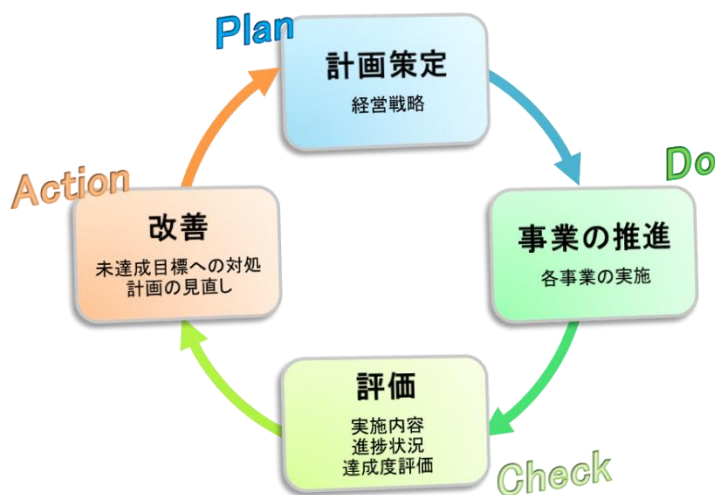


図 36 PDCA サイクル

【別紙】投資・財政計画（使用料改定を行う場合）

収益的収支（投資以外の経費）

（単位：千円、％）

区 分		年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(予 算)													
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,564,281	1,622,915	1,587,006	1,589,446	1,586,170	1,569,547	1,810,520	1,843,853	1,852,812	1,871,887	1,888,941	1,907,848	1,918,734	1,928,138	1,918,960	1,913,503		
	(1) 料 金 収 入 (B)	1,313,586	1,356,265	1,346,085	1,355,030	1,336,390	1,340,519	1,553,707	1,559,592	1,559,018	1,561,604	1,564,143	1,568,656	1,566,658	1,567,842	1,562,898	1,559,666		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	(3) そ の 他	250,695	266,650	240,921	234,416	249,780	229,028	256,813	284,262	293,794	310,284	324,798	339,192	352,076	360,296	356,062	353,837		
	2. 営 業 外 収 益	2,080,697	1,876,011	1,816,074	1,802,529	1,901,387	1,899,662	1,714,121	1,756,562	1,779,943	1,797,203	1,835,644	1,850,955	1,864,028	1,868,031	1,875,185	1,921,161		
	(1) 補 助 金	794,881	570,488	511,263	493,395	596,559	591,600	397,075	424,629	439,086	451,202	487,727	494,411	500,939	503,782	512,577	557,119		
	他 会 計 補 助 金	794,881	570,488	511,263	493,395	596,559	591,600	397,075	424,629	439,086	451,202	487,727	494,411	500,939	503,782	512,577	557,119		
	そ の 他 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,284,872	1,304,577	1,303,918	1,308,237	1,304,042	1,307,142	1,316,126	1,331,013	1,339,937	1,345,081	1,346,997	1,355,624	1,362,169	1,363,329	1,361,689	1,363,122		
	(3) そ の 他	944	946	893	897	786	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920	920		
収 益 的 支 出	収 入 の 計 (C)	3,644,978	3,498,926	3,403,080	3,391,975	3,487,557	3,469,210	3,524,640	3,600,415	3,632,755	3,669,090	3,724,585	3,758,802	3,782,762	3,796,169	3,794,145	3,834,664		
	1. 営 業 費 用	3,101,911	3,186,795	3,205,523	3,228,955	3,299,272	3,318,101	3,361,823	3,424,903	3,452,362	3,482,135	3,535,962	3,568,254	3,591,179	3,606,136	3,609,027	3,654,657		
	(1) 職 員 給 与 費	120,178	113,855	108,863	108,555	121,944	117,307	119,595	121,927	124,304	126,728	129,200	131,719	134,288	136,906	139,576	142,298		
	基 本 給 付 費	67,173	65,195	62,868	63,004	61,394	67,102	68,411	69,745	71,105	72,491	73,905	75,346	76,815	78,313	79,840	81,397		
	退 職 給 付 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	そ の 他	53,005	48,660	45,995	45,551	60,550	50,205	51,184	52,182	53,200	54,237	55,295	56,373	57,472	58,593	59,735	60,900		
	(2) 経 費	804,824	866,045	886,123	896,697	948,675	958,677	963,682	981,993	985,569	990,734	1,027,129	1,033,451	1,036,590	1,041,396	1,043,208	1,081,322		
	動 力 費	17,271	18,855	21,027	17,165	21,010	19,028	19,344	19,989	20,318	20,651	21,021	21,295	21,622	21,855	22,119	22,119		
	修 繕 費	32,711	41,740	32,137	35,756	44,080	36,625	37,157	37,695	38,242	38,796	39,359	39,930	40,509	41,096	41,692	42,296		
	材 料 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
支 出	そ の 他	754,842	805,450	832,959	843,776	883,585	903,023	907,181	924,586	927,339	931,619	967,118	972,500	974,787	978,678	979,661	1,016,907		
	(3) 減 価 償 却 費	2,176,909	2,206,895	2,210,537	2,223,703	2,228,653	2,242,116	2,278,546	2,320,983	2,342,488	2,364,673	2,379,633	2,403,084	2,420,302	2,427,834	2,426,243	2,431,038		
	2. 営 業 外 費 用	258,057	228,931	200,415	175,732	160,318	151,109	162,817	175,512	180,393	186,955	188,624	190,549	191,583	190,033	185,119	180,006		
	(1) 支 払 利 息	256,283	227,160	198,215	172,489	160,139	148,704	160,413	173,108	177,989	184,550	186,219	188,144	189,178	187,629	182,714	177,602		
	(2) そ の 他	1,774	1,771	2,200	3,243	179	2,405	2,405	2,405	2,405	2,405	2,405	2,405	2,405	2,405	2,405	2,405		
	支 出 の 計 (D)	3,359,968	3,415,726	3,405,938	3,404,687	3,459,590	3,469,210	3,524,640	3,600,415	3,632,755	3,669,090	3,724,585	3,758,802	3,782,762	3,796,169	3,794,145	3,834,664		
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	285,010	83,200	▲2,858	▲12,712	27,967	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	特 別 利 益 (F)	9,931	37,111	50,797	21,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	特 別 損 失 (G)	26,000	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	▲16,069	37,105	50,797	21,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
流 動	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	268,941	120,305	47,939	8,288	27,967	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	268,941	120,305	316,880	128,592	156,559	156,559	156,559	156,559	156,559	156,559	156,559	156,559	156,559	156,559	156,559	156,559		
	流 動 資 産 (J)	511,206	534,161	394,980	445,843	418,335	418,605	522,596	748,967	803,915	756,603	747,206	741,616	734,906	726,855	692,660	681,686		
	流 動 負 債 (K)	297,653	287,021	284,224	287,296	269,570	269,744	336,755	482,625	518,033	487,546	481,491	477,889	473,565	468,377	446,342	439,270		
	う ち 未 収 金	1,186,417	1,216,962	1,077,331	1,123,844	943,890	951,962	884,230	805,838	803,515	756,493	747,055	741,465	734,733	726,726	692,644	681,656		
	う ち 建 設 改 良 費 分	1,135,022	1,142,949	1,021,520	978,932	897,821	826,565	766,708	697,430	695,378	653,823	645,482	640,542	634,593	627,517	597,397	587,687		
	う ち 一 時 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	う ち 未 払 金	34,718	57,269	39,661	128,794	29,420	108,748	100,873	91,758	91,488	86,021	84,923	84,273	83,491	82,560	78,597	77,320		
	累 積 欠 損 金 比 率 (I) × 100.)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た	資 金 不 足 額 (L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		

資本的収支(投資・財政計画)															(単位:千円)
年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算)									
資本的収入	1. 企 業 債	695,200	545,900	488,600	513,100	882,000	1,461,905	1,363,157	855,722	886,149	609,340	582,518	532,512	393,707	213,737
	うち 資 本 費 平 準 化 債	—	—	—	—	26,421	18,820	18,820	18,820	18,820	18,820	18,820	18,820	18,820	18,820
	2. 他 会 計 出 資 金	63,445	8,745	—	22,877	54,087	29,550	29,605	29,493	29,845	30,416	34,701	36,583	35,368	34,620
	3. 他 会 計 補 助 金	48,354	50,783	48,113	29,767	876	876	876	876	876	876	876	876	876	876
	4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. 他 会 計 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6. 国(都道府県)補助金	419,271	392,167	282,461	352,519	658,400	899,279	835,920	510,342	680,241	581,674	577,858	560,715	487,436	387,291
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8. 工 事 負 担 金	95,412	115,592	85,195	55,417	43,049	45,272	42,258	36,878	38,800	26,953	26,443	26,493	26,672	25,303
	9. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 (A)	1,321,682	1,113,187	904,369	973,680	1,638,412	2,436,882	2,271,817	1,433,310	1,635,912	1,249,259	1,222,397	1,157,179	944,059	661,827
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	純 計 (A)-(B) (C)	1,321,682	1,113,187	904,369	973,680	1,638,412	2,436,882	2,271,817	1,433,310	1,635,912	1,249,259	1,222,397	1,157,179	944,059	661,827
	1. 建 設 改 良 費	1,224,745	1,051,299	886,631	961,754	1,701,929	2,623,099	2,442,540	1,514,701	1,998,883	1,717,986	1,707,110	1,658,256	1,449,425	1,164,030
	うち 職 員 給 与 費	47,072	52,569	53,744	52,012	56,319	53,371	54,412	55,473	56,555	57,658	58,782	59,928	61,097	62,288
	2. 企 業 債 償 還 金	1,117,066	1,135,022	1,142,949	1,021,519	978,934	897,821	826,565	766,708	697,430	695,378	653,823	645,482	640,542	634,593
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 (D)	2,341,811	2,186,321	2,029,580	1,983,273	2,680,863	3,520,920	3,269,105	2,281,409	2,696,313	2,413,363	2,360,933	2,303,739	2,089,967	1,798,623
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		1,020,129	1,073,134	1,125,211	1,009,593	1,042,451	1,084,039	997,288	848,099	1,060,402	1,164,104	1,138,536	1,146,560	1,145,908	1,136,796
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	715,423	1,017,760	810,717	842,136	924,611	936,375	860,100	765,269	949,273	1,068,574	1,043,704	1,054,719	1,066,513	1,074,226
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	—	—	268,941	120,304	27,967	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3. 繰 越 工 事 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. そ の 他	304,706	55,374	45,553	47,153	85,753	147,664	137,188	82,830	111,128	95,530	94,832	91,840	79,395	62,570
計 (F)		1,020,129	1,073,134	1,125,211	1,009,593	1,038,331	1,084,039	997,288	848,099	1,060,402	1,164,104	1,138,536	1,146,560	1,145,908	1,136,796
補填財源不足額 (E)-(F) (G)		—	—	—	—	4,120	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他 会 計 借 入 金 残 高 (H)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
企 業 債 残 高 (H)		13,752,977	13,163,855	12,509,506	12,001,086	11,904,152	12,468,236	13,004,828	13,093,842	13,282,561	13,196,524	13,125,219	13,012,248	12,765,413	12,344,557

他会計繰入金															(単位:千円)
年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算)									
収益的収支分		1,045,311	836,833	751,618	727,516	845,037	820,271	653,530	708,533	732,522	761,128	812,168	833,245	852,657	863,720
	うち 基 準 内 繰 入 金	617,909	625,193	620,294	637,133	608,844	708,650	628,694	683,087	706,702	734,675	784,680	806,421	827,172	839,067
	うち 基 準 外 繰 入 金	427,402	211,640	131,324	90,383	236,193	111,622	24,836	25,445	25,820	26,454	27,487	26,824	25,485	24,653
資本的収支分		48,354	50,783	48,113	29,767	54,963	30,426	30,481	30,369	30,721	31,292	35,577	37,459	36,244	35,496
	うち 基 準 内 繰 入 金	48,354	50,783	48,113	29,767	54,963	30,426	30,481	30,369	30,721	31,292	35,577	37,459	36,244	35,496
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1,093,665	887,616	799,731	757,283	900,000	850,697	684,011	738,901	763,244	792,420	847,745	870,704	888,901	899,216